

分担研究報告書

労働安全衛生法第 72 条から第 77 条の逐条解説②

分担研究者 只野 祐 （公社）全国労働衛生団体連合会・専務理事
近藤 龍志 茨城労働局・労働基準監督官

研究要旨

本研究事業は、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を作成することを目的としている。

本分担研究は、安衛法第 72 条から 77 条について詳解した。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

- ①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

したがって、本分担研究では、事業目的に従い、安衛法第 72 条から 77 条について、条文の起源と運用、主な関係法令をできる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点について検討することとした。

B. 研究方法

安衛法に制定、改定に関する政府発表資料等のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1 第 72 条～第 74 条の 2

1.1 条文

(免許)

第七十二条 第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許（以下「免許」という。）は、第七十五条第一項の免許試験に合格した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、免許証を交付して行う。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

一 第七十四条第二項（第三号を除く。）の規定により免許を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者

二 前号に掲げる者のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定める者

3 第六十一条第一項の免許については心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

4 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十一条第一項の免許を与えないことと

するときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条 免許には、有効期間を設けることができる。

2 都道府県労働局長は、免許の有効期間の更新の申請があった場合には、当該免許を受けた者が厚生労働省令で定める要件に該当するときでなければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。

(免許の取消し等)

第七十四条 都道府県労働局長は、免許を受けた者が第七十二条第二項第二号に該当するに至ったときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働局長は、免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間（第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する場合にあって、六月を超えない範囲内の期間）を定めてその免許の効力を停止することができる。

一 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。

二 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあっては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となったとき。

四 第一百条第一項の条件に違反したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条の二 前三条に定めるもののほか、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

1.2 趣旨と内容

1.2.1 第72条

1.2.1.1 趣旨

安衛法は、一定の業務に就く場合、国家試験である「免許」の免許証所持者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の講習修了証所持者であることを求めており、安衛法第8章はこの「免許」及び「技能講習」について規定している。

本条第1項は、「免許」が必要とされる衛生管理者（法第12条第1項）、作業主任者（法第14条）及び就業制限業務（法第61条第1項）について、原則として試験に合格することが必要であることを規定し、第2項、第3項は、免許の欠格事由等について規定している。

1.2.1.2 内容

衛生管理者、作業主任者、及び就業制限業務に就く者に係る免許は、それぞれの免許の種類ごとの免許試験に合格した者、及びその他一定の資格を有する者に対して交付される。

免許の種類は次の20種類である。

なお、免許を複数有する場合、行政サービス

の向上と行政業務の簡素化のため、昭和 63 年から 1 枚の免許証にそのすべてを記載して交付される方式に改められた。

- 1 第一種衛生管理者免許
- 2 第二種衛生管理者免許
- 3 衛生工学衛生管理者免許
- 4 高圧室内作業主任者免許
- 5 ガス溶接作業主任者免許
- 6 林業架線作業主任者免許
- 7 特級ボイラー技士免許
- 8 一級ボイラー技士免許
- 9 二級ボイラー技士免許
- 10 エックス線作業主任者免許
- 11 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許
- 12 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許
- 13 発破技師免許
- 14 揚貨装置運転士免許
- 15 特別ボイラー溶接士免許
- 16 普通ボイラー溶接士免許
- 17 ボイラー整備士免許
- 18 クレーン・デリック運転士免許
- 19 移動式クレーン運転士免許
- 20 潜水土免許

このうち、衛生工学衛生管理者免許については、一定の学力を有すると認められた者で都道府県労働局長に登録した登録教習機関が行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる。また、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許については、①電気事業法で定める第一種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第二種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者、②高圧ガス保安法で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付を受けている者、③ガス事業法で定めるガス主任技術者免状の交付を受けている者に対し与えられる。

したがって、衛生工学衛生管理者免許、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許については試験が実施されないため、実際に免許試験が行われるのは 18 種類である。

1.2.2 第 73 条

1.2.2.1 趣旨

免許証の交付を受けても、期間の経過によりその技能が低下する恐れがある場合がある。また、新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のための最新の知識を付与すること、関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要がある。

このため、免許について必要に応じて有効期間を定めることができること及び都道府県労働局長が免許の有効期間を更新する場合の要件について規定したものである。

1.2.2.2 内容

有効期間が定められている免許は、特別ボイラー溶接士免許、普通ボイラー溶接士免許で、その有効期間を 2 年と定められている。

有効期間の更新を受けようとする特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士は、有効期間満了前にその免許を受けた都道府県労働局長又はその者の住所を管轄する都道府県労働局長に申請しなければならない。

都道府県労働局長は、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士が、免許の有効期間の満了前 1 年間にボイラー又は第一種圧力容器を溶接し、かつ、その免許の有効期間中に溶接したボイラー又は第一種圧力容器の全てが所定の溶接検査等に合格している場合、その他技能の低下が認められない場合に免許の有効期間を更新することとされている（ボイラー則 107 条）。

1.2.3 第 74 条

1.2.3.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長による免許の取消し、効力の停止について定めたものである。

1.2.3.2 内容

第1項は、法第72条第2項第2号により満18歳に満たない者では免許を取得できないにもかかわらず、偽って免許を受けた場合、都道府県労働局長はその免許を取り消すべきことを規定している。

第2項は、免許の任意的取消しとその効力の一時停止について規定している。すなわち、免許を有する者が次のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県労働局長は、個々の具体的事情を検討して、免許の取り消し、あるいは効力の一時停止を行うことができる旨規定している。

- ① 故意又は重大な過失により、当該免許に係る業務について重大な事故を発生させたとき。
- ② 当該免許に係る業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反したとき。
- ③ 当該免許が第61条第1項の免許（就業制限に係る免許）である場合にあつては、第72条第3項に規定する厚生労働省令で定める者（心身の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことができない者）となつたとき。
- ④ 第110条第1項の条件に違反したとき。
- ⑤ 前各号に掲げる場合のほか、免許の種類に応じて、厚生労働省令で定めるとき。

なお、⑤に該当するときとしては、免許試験の受験についての不正その他の不正行為があつたとき、免許証を他人に譲渡し又は貸与したときが示されている（安衛則第66条）。

1.2.4 第74条の2

1.2.4.1 趣旨

本条は、第72条から第74条に定めるものの外に、免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項について、厚生労働省令で定めることができるとするものである。

1.2.4.2 内容

第72条から第74条に規定する事項以外として、免許証の交付（安衛則第66条の2）、免許証の再交付・書き換え（安衛則第67条）、免許の取消し申請手續（安衛則第67条の2）がある。

1.3 第72条～第74条の2 関連規定

1.3.1 法条

<免許資格の必要な業務>

衛生管理者：法第12条、令第4条、安衛則第7条、安衛則・別表第5（1号、1号の2）、衛生管理者規程

作業主任者：法第14条、令第6条、安衛則第16条、安衛則・別表第1、別表第5（2号～5号）、別表第6、

就業制限業務：法第61条、令第20条、安衛則第41条、安衛則・別表第3、別表第4、

<ボイラー及び圧力容器の取扱い、溶接、整備に関する規定>

・特級（一級、二級）ボイラー技士免許
ボイラー則第23条、第97条～第98条の2、第101条～第103条

・特別（普通）ボイラー溶接士免許
ボイラー則第9条、第55条、第104条～105条の2、第109条～第112条

・ボイラー整備士免許
ボイラー則第35条、第70条、第113条～第114条の2、第116条～第118条

※ ボイラーは、圧力、伝熱面積、胴の内径・長さにより、ボイラー、小型ボイラー、簡易ボイラーに区分される。圧力容器も最高使用

圧力と内容積等によって、第一種圧力容器、小型圧力容器、簡易容器の3つに区分される。詳細については参考2「1 ボイラー、圧力容器」を参照。

<クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許>

・クレーン、デリック運転士免許

令第20条第6号、第8号、クレーン則第108条、第223条～第224条の2、第226条～第228条

※ クレーン、移動式クレーンの取扱い資格は、つり上げ荷重によって異なる。詳細については参考2「2 クレーン、移動式クレーン、デリック」を参照。

<第72条関係>

- 1 第1項の厚生労働省令で定める資格
安衛則第62条・別表4、ボイラー則第97条、第104条、第113条、第119条、クレーン則第223条、229条、高圧則第47条、第52条、電離則第48条、第52条の4
- 2 第2項第2号の厚生労働省令で定める者
安衛則第63条、ボイラー則第98条、第105条、第114条、クレーン則第224条、第230条、高圧則第48条、第53条、電離則第49条、第52条の4の2
- 3 第3項の厚生労働省令で定める者
安衛則第65条、ボイラー則第98条の2、第105条の2、第114条の2、クレーン則第224条の2、第230条の2、高圧則第53条の2

<第73条関係>

- 1 有効期間が設けられている免許
ボイラー則第107条第1項
- 2 第2項の省令で定める要件
ボイラー則第107条第2項

<第74条関係>

- 1 第2項第5号の厚生労働省令で定めるとき
安衛則第66条、ボイラー則第119条第2項
- 2 免許証の返還
安衛則第68条

<第74条の2関係>

- 1 免許証の交付手続き
安衛則第66条の2
- 2 免許の申請手続
安衛則第66条の3
- 3 免許の手数料
法第112条第1項、手数料令第1条第1項
- 4 免許の再交付又は書換え
安衛則第67条
- 5 免許の取消しの申請手続き
安衛則第67条の2

<法第72条以外の国家資格>

法第72条で規定する免許以外で各省庁の所管する国家資格について、参考6「国家資格一覧」として整理した。

1.4 沿革

1.4.1 制度史

(1) 旧労働基準法における安全衛生に関する規制

安衛法は、一定の危険有害な業務に就くことができる者について、作業の危険度によって、国家試験である「免許」の取得者、都道府県労働局長に登録する教習機関の行う「技能講習」の講習修了証所持者等であることを要求している。

この件に関し、安衛法制定前の旧労働基準法第49条は次のように規定していた。

第 49 条 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力伝動装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力伝動装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

旧労働基準法第 49 条第 3 項に基づき、旧安衛則では、以下に述べる免許、技能講習を要求する業務、技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務、未経験者の就業が禁止される業務に整理された。

なお、工場法においてはこの規定はなく、また、旧労働基準法に基づき最初に施行された旧安衛則では、免許の必要な業務として①汽缶のふん火その他取扱の業務、②溶接による汽缶の製造若しくは改造又は修繕の業務、③巻上能力 5 トン以上の起重機運転の業務、④アセチレン溶接装置の作業主任の業務、⑤映写機による上映操作の業務の 5 種類に限られていた(昭和 22 年旧安衛則第 44 条)。

ア 免許、技能講習を要求する業務

- 1 プレス機械作業主任者の業務：実務経験 5 年以上かつ技能講習終了者（旧安衛則第 43 条の 2）
- 2 アセチレン溶接主任者の業務：アセチレン溶接主任者免許所持者（旧安衛則第 44 条）
- 3 ガス溶接等の業務：アセチレン溶接主任者免許所持者、ガス溶接技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 2）
- 4 発破の業務：発破士免許、火薬類取扱保安責任者免状所持者等（旧安衛則第 44 条の 3）
- 5 揚貨装置の運転の業務：揚貨装置運転士免

許所持者（旧安衛則第 44 条の 3 の 2）

- 6 制限荷重三トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務：揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、デリック運転士免許、玉掛け技能講習修了者（旧安衛則第 44 条の 4）
- 7 三トン以上のフォークリフト運転の業務：フォークリフト運転技能講習修了者等（旧安衛則第 44 条の 4 の 2）
- 8 機械集材装置、運材索道の組立て、解体の作業主任者の業務：集材架線技士免許、一級運材架線技士免許、二級運材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）
- 9 ボイラー溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 8 条）
- 10 第一種圧力容器溶接の業務：特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 44 条）
- 11 ボイラーの整備の作業：ボイラー整備士免許：（旧ボイラー則第 28 条の 2）
- 12 第一種圧力容器の整備の作業：ボイラー整備士免許（旧ボイラー則第 55 条の 2）
- 13 ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 19 条）
- 14 小型ボイラーの取扱いの業務：ボイラー技士免許、ボイラー取扱い講習修了者（旧ボイラー則第 76 条の 2）
- 15 つり上げ荷重五トン以上のクレーンの運転の業務：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 18 条）
- 16 つり上げ荷重五トン未満のクレーン、床上クレーンの運転の業務：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 19 条）
- 17 つり上げ荷重五トン以上の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許（旧クレーン則第 57 条）
- 18 つり上げ荷重五トン未満の移動式クレーンの運転：クレーン運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第 58 条）

- 19 つり上げ荷重五トン以上のデリックの運転：デリック運転士免許(旧クレーン則第88条)
- 20 つり上げ荷重五トン未満のデリックの運転：デリック運転士免許、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第89条）
- 21 つり上げ荷重三トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック（小型デリックを除く）の玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士（旧クレーン則第148条）
- 22 つり上げ荷重三トン未満のクレーン、移動式クレーン、小型デリックの玉掛けの業務：玉掛け技能講習修了者、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、技能を選考して指名した者（旧クレーン則第149条）
- 23 送気調節、加圧調節の業務：選考により指名した者（旧高圧則11条）
- 24 高圧室内業務：高圧室管理者免許所持者（旧高圧則12条）
- 25 潜水業務：潜水土免許所持者（旧高圧則13条）

イ 技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務（旧安衛則第45条）

- 1 第9条の火元責任者の業務
- 2 第10条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第17号までの当該係員の業務
 - ・アセチレン溶接装置の溶接主任者（第2号）
 - ・ガス集合溶接装置の溶接主任者（第2号の2）
 - ・圧縮ガス、液化ガス製造装置の作業主任者（第3号）
 - ・爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物、可燃性のガスを製造し、取り扱う事業の危険物取扱主任者（第4号）
 - ・溶鉱炉、金属溶解炉、電気溶解炉の作業主任者（第6号）
 - ・金属の熱間圧延の作業主任者（第7号）

- ・空気圧縮機の作業主任者（第8号）
 - ・乾燥室、乾燥機の作業主任者（第9号）
 - ・型枠支保工の組み立て・解体の作業主任者（第10号）
 - ・つり足場、張り出し足場、高さ5メートル以上の構造の足場の組み立て・解体・変更の作業主任者（第11号）
 - ・地山の掘削の作業主任者（第12号）
 - ・土止め支保工の切りばり、腹起しの取付け・取りはずしの作業主任者（第13号）
 - ・掘削作業により露出したガス導管の防護の作業主任者（第13号の2）
 - ・ずい道支保工の組み立て、変更、木製のずい道支保工の木はずしの作業主任者（第14号）
 - ・ずい道型枠支保工の組み立て・移動・解体の作業主任者（第15号）
 - ・岩石の採取のための掘削の作業主任者（第16号）
 - ・高さ2メートル以上のはいの作業主任者（第17号）
- 3 機械集材装置又は運材索道以外の機械集材装置又は運材索道の組立て又は解体の作業主任者の業務
 - 4 制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転の業務
 - 5 高さが5メートル以上の個所で墜落により労働者が危害を受ける恐れのあるところにおける業務
 - 6 動力による軌条運輸の業務
 - 7 動力による巻上機（電気ホイスト、エアホイストを除く。）運搬機（フォークリフトにあつては、最大荷重が3トン未満のものに限る。以下この号において同じ。）又は索道（運材索道を除く。）の運転（道路交通法第2条第1号に規定する道路における運搬機の走行を除く。）の業務
 - 7の2 機械集材装置又は運材索道の運転の業

- 務
- 8 高圧（直流にあつては 750 ボルトを、交流にあつては 600 ボルトを超え、7 千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは特別高圧（7 千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、低圧（直流にあつては 750 ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であつて感電による危害を生ずる恐れがないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路（対地電圧が 50 ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等であつて感電による危害を生ずる恐れがないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務
 - 9 原動機（定格出力 7.5 キロワット未満の電動機を除く。）の運転又はその運転中における掃除、給油または検査の業務
 - 10 研削といしの取換え及び取換え時の試験運転の業務
 - 11 制限荷重が 3 トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務
 - 12 消費量毎時 4 百リットル以上の液体燃焼器の点火の業務
 - 13 アーク溶接の業務
 - 14 動力による土木建築用機械の運転の業務
 - 15 胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 30 センチメートル以上であつて、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木であつてかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務（二人以上の者によって行う業務における補助作業の業務を除く。）
 - 16 暖然性でないフィルムの上映操作の業務
 - 17 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定する業務
- ウ 未経験者の就業が禁止される業務（旧安衛則第 46 条）**
- 1 運転中の原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、注油、検査、修理又はベルトの掛替の業務
 - 2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
 - 3 丸のこの直径が 25 センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤又はのこ車の直径が 75 センチメートル以上の木材加工用帯のこ盤における木材の送給の業務
 - 4 動力によって運転するプレス機械の金型又はシャーの刃部の調整又は掃除の業務
 - 5 操車場構内における軌道車両の入替、連結又は解放の業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。）
 - 6 軌道内であつてずい道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における単独の業務
 - 7 前各号の外、中央労働基準審議会の議を経て、労働大臣の指定するもの
- (2) 労働基準法研究会報告書（安全衛生関係）**
- 昭和 47 年 3 月、塚原労働大臣は衆議院社会労働委員会において安衛法提案理由を次のように説明した。
- 「労働災害の状況にかんがみ、労働省では、産業活動の急速な変化に対応できる適切な防止対策を展開するため、労働安全衛生行政の今後のあり方について検討を重ねてまいりました。すなわち、その一環として、昭和 44 年に学識者の方々にお願いして労働基準法研究会を設置し、労働基準法の法制上及び運用上の諸問題について調査研究を依頼しましたところ、労働安全衛生に関しまして、昨年 7 月に報告書

が提出されました。

労働省では、この報告書のほか、労働災害の実情及びその対策等について広く検討した結果、産業活動の変化に即応した労働安全衛生対策を推進していくためには、法制の整備が必要であるとの結論に達し、労働安全衛生法案の構想をとりまとめ、昨年 11 月これを中央労働基準審議会に諮問いたしました。

同審議会では、慎重審議の結果、本年 2 月、若干の事項について配慮するよう意見を付した上、労働省の構想によることが適当である旨の答申がなされました。

労働省におきましては、この答申の趣旨を尊重して成案を固め、ここに労働安全衛生法案として提案した次第であります。」

ここで上げられた労働基準法研究会は、昭和 46 年 7 月 13 日、安全衛生関係について報告を取りまとめ、労働大臣に提出した。その中で、就業資格の現状と問題点について、次のとおり報告している。

以下は、報告書のうち、就業資格に係る部分の抜粋である（下線は筆者）。

(7) 就業資格

イ 法制

安全衛生の徹底を確保するためには機械設備、原材料に対する規制のみでは足りず、これに加えて業務を担当する労働者についての配慮がなされなければならない。

この点については、安全衛生教育の徹底とあわせて、一定の危険な業務には、一定水準以上の技能なり経験を有した者以外には、従事させないことも必要である。

労働基準法第 49 条は、一定の危険業務に対して経験のない労働者の就業を禁止し、さらに、とくに危険な業務については、必要な技能を有しない者の就業を禁止している。

そして、危険業務の範囲、危険業務に従事

する労働者に必要な経験又は技能の水準については、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則などの労働省令に具体的に規定されている。

ロ 現状及び問題点

(イ) 就業資格体系の整備

労働省令による就業資格の態様としては、業務の危険度に応じ、

① ボイラー技士、クレーン運転士などの試験免許

② 発破技士、潜水士などの講習免許

③ クレーン玉掛工、フォークリフト運転者などの指定講習

④ 動力巻上機、運搬機の運転の業務などの技能選考指名

⑤ 動力伝導装置の掃除、注油、検査又は修理の業務などの 6 ヶ月以上の経験

など、試験免許から 6 ヶ月の経験まで五段階にわかれているが、これらの技能水準あるいはそれを判定する基準などは、必ずしも明確でなく、その体系、内容の不備が指摘される。

さらに、法制上の問題として、労働基準法以外の法律では一般に就業資格にかかる免許制度を定めるに際し、法律自体において免許試験、免許資格等について詳細な規定を置き、細部の手続的事項等を政令、省令に委ねているのに対し、上記①ないし②の免許制度は、労働基準法上きわめて抽象的な根拠規定が存するのみであるので、免許試験、免許資格等重要事項については法律に明確な規定を置く必要がある。

また、技能選考指名制度については、現在、技能選考基準が確立されていないため、その実効が期しがたい。

(ロ) 業務量の増加とそれに対する体制の整備

最近における大幅な機械化、作業の合理化等により、クレーン等特殊設備の設置が増加していることにもなって試験、講習免許関係の受験者数も年々増加しており昭和44年においては、10年前昭和35年に比べボイラー技士試験では約2倍、クレーン等運転士では約3倍の伸びを示している。

また、技能講習を要件とする就業資格業務の技能講習会実施回数も年々増加しており、そのほとんどが行政官庁が指定した民間団体が実施したものである。

このような受験者あるいは受講者の増加は必然的に行政官庁の事務量の増加をもたらしているが、その増加に見合う体制は、必ずしも十分といえず、とくに、実技試験実施面あるいは民間の指定講習団体に対する監督指導の面で問題があり、行政の簡素化及び行政体制の整備の見地から教習制度等の整備が要請されている。

(ハ) 技術の進展に対応する就業資格制度のあり方

技術革新の急激な進展により、一度獲得された技能が数年後は安全衛生上有効でないものとなるケースが増加している。また、現行の免許は終身免許であるため、当該業務から相当期間離れても有効であり、技能講習制度による講習受講についても同様である。

技術の進展に対応し、労働災害防止の徹底を期するためには、再教育、再講習の制度、免許更新制度の整備など危険な作業を行なうに当って必要とされる技能ないし知識を積極的に附与ないし確認する体制の検討が必要であろう。

(10) 結び

ロ 安全衛生教育の充実強化

(イ) 新技術導入時、職種転換時における教

育の実施

一般労働者について、一定の基準のもとに、新規採用時のみならず、新技術導入時、配置転換時等においても安全衛生教育を実施すること。

(ロ) 教育内容の明確化

安全衛生教育を進めるに当っては、業種、企業規模等職場の実態を考慮し、座学のみでなく実技を含む安全衛生教育を実施させるなどその内容の明確化をはかること。

(ハ) 職長教育等の明確化

一般作業者を指揮監督する第一線現場監督者として必要な安全衛生に関する知識を重点的、効率的に附与するため、とくに職長に対する安全衛生教育を重点として教育内容等について明確にすること。

また、安全管理者、衛生管理者、特殊技能者に対する教育の充実をはかるとともに、設計技術者に対する啓蒙を行なうこと。

ホ 免許資格体系の整備

現在、複雑多岐にわたっている免許試験、技能講習等の就業資格制度を法的に整備するとともに、資格取得のために必要な技能知識等を積極的に、効率的に附与する体制を整備すること。

(3) 労働安全衛生法第8章「免許等」の規定の整備

労働基準法研究会報告を受け、免許、技能講習の再編整備が検討され、安衛法第8章「免許等」が規定された。

すなわち、上記(1)で述べたア「免許、技能講習を要求する業務」、イ「技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務」、ウ「未経験者の就業が禁止される業務」に示す業務について、安衛法第14条の作業主任者免許、第61条の就業制限業務、さらには第59条第3項の特別教

育に各々整理されたのである。

なお、旧安衛則における衛生管理者免許の手續きについて、衛生管理者の資格（第13条の2）、衛生管理者の免許（第23条）、衛生工学に関する衛生管理者の免許（第24条）、衛生管理者免許の欠格次項（第25条）、衛生管理者免状の交付（第26条）、衛生管理者免許の取消（第27条）、衛生管理者試験（第28条）、衛生管理者試験の受験資格（第29条）、衛生管理者試験の試験科目（第30条）、試験科目の一部免除（第31条）、衛生管理者免状の書換え（第32条）、衛生管理者免状の再交付（第33条）と細かく規定していたが、この手續きについて法第72条および安衛則第7章「免許等」に反映された。

1.4.2 背景となった災害等

前述のとおり、安衛法第72条に規定する免許は旧労働基準法体系下において定められていた免許資格を概ね踏襲したものであり、安衛法制定の背景として特別の災害等の影響はなかった。もちろん、旧労働基準法体系下における免許資格は1.4.1(2)で記述したように、当初5種類の免許であったが、繰り返し発生する労働災害を背景に、その時々規制の必要性の判断において追加されたものである。

1.5 運用

1.5.1 適用の実際

現在、安衛法に基づく免許試験は、唯一（公財）安全衛生技術試験協会が厚生労働大臣より指定されて実施している。

同協会は、昭和51年4月1日、労働大臣の許可を得て設立された。同協会は、全国7カ所に試験センターを設置する構想をもち準備に入り、昭和53年には、労働安全衛生法免許試験指定試験機関の指定を受け、同年10月に開所した近畿安全衛生技術センターにおいて免許試験を開始した。

その後、暫時、次のとおり各地の安全衛生技術センターを開所し、試験事務を開始した。

北海道安全衛生技術センター（北海道恵庭市、昭和62年11月開所）

東北安全衛生技術センター（宮城県岩沼市、昭和61年12月開所）

関東安全衛生技術センター（千葉県市原市、昭和54年4月開所）

中部安全衛生技術センター（愛知県東海市、昭和59年11月）

近畿安全衛生技術センター（兵庫県加古川市、昭和53年11月）

中国四国安全衛生技術センター（広島県福山市、昭和61年3月）

九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市、昭和54年4月開所）

これらのセンターは、受験者の利便を考慮し、都道府県単位に出張試験も実施している。

なお、同協会は、昭和51年4月、作業環境測定士試験指定試験機関の指定を受け測定士試験を実施するとともに、平成12年4月、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験指定試験機関の指定を受け、これらの試験も実施している。

参考1に「表1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和2年度）（公財）安全衛生技術試験協会」を示した。

令和2年度における安衛法関係免許試験受験者120,577人のうち過半数の65,377人が衛生管理者試験に挑戦した。業種に関わらず常時50人以上の従業員が従事する事業場では、衛生管理者を1人以上置くことが義務付けられていることからこれを満たすため、また、総務・労務などのスペシャリストとして昇進・昇給、キャリアアップを目指す人の人気の資格となっている。

1.5.2 関係判例

なし

1.6 その他

特になし

1.7 改正提案

(1) 作業主任者等の免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化

ア 免許更新制の検討

安衛法に基づく免許資格について、

- ・労働災害を防止するため、当該免許に必要な技能、知識の低下がないか定期的に確認する必要があること
- ・新技術・新工法等の導入に伴う労働災害防止のため、最新の知識を付与する必要があること
- ・関係法令の改正内容について正確な情報を理解させる必要があること

等の理由から有効期間を設けるべきであるとの意見がある。

免許更新制度については、昭和 63 年安衛法改正の際、具体的な検討が行われたが、

- ・ボイラー溶接士免許に有効期間（2 年）が設けられているが、これは旧労働基準法下におけるボイラー溶接士免許の有効期間（1 年）が引き継がれたものであること
- ・その他の免許について、有効期間を設けていないことにより災害につながったとする明確なデータがないこと
- ・取得した免許に新たに有効期間を付すことは既得権の侵害となる恐れがあること

等の理由から、新たに有効期間を設けることは困難と判断された。

なお、経産省所管法令で 27 種類の就業資格に関する免許が設けられているが、そのうち有効期間が付されているのは、中小企業診断士、液化石油ガス設備士のみである（中小企業診断士にあつては、講習会参加等一定の実績につい

て専門知識補充要件、実務要件の両方を満たす場合更新され、液化石油ガス設備士にあつては、有効期間は付されていないが液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 9 に基づき、5 年に 1 回の定時講習の受講が求められている。）

このように、現在においても、免許更新制度を設けることの客観的環境が整っているとはいえない。

イ 免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化の提案

昭和 63 年安衛法改正の際、免許更新制に代わり検討され、導入されたのが安全管理者等に対する能力向上教育制度である。すなわち、労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るためには、免許、技能講習修了者に対し、現在身に着けている知識・技能を反復学習するとともに、その向上を図ることが有効であるとして、能力向上教育の実施の努力義務規定として法第 19 条の 2 が追加された。

法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされているのは、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、その他の安全衛生業務従事者である。

しかし、法第 19 条の 2 は努力義務規定であり、その結果、作業主任者技能講習等を実施する登録教習機関における能力向上教育の受講需要がほとんどない。

そこで、法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針において教育の対象者とされている者のうち、免許資格者（衛生管理者、作業主任者）に対し、関係法令の改正内容について正確な情報の提供、新技術・新工法等の導入等に関する最新の知識の付与等を目的とする定期的な能

力向上教育の義務化を提案したい。

なお、免許資格のうちボイラー技士、発破技師、揚貨装置運転士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士については、個人の技術・技能を問うものであり、衛生管理者、作業主任者に対する能力向上教育とは趣旨が異なると考える。

(2) 能力向上教育指針において示されているカリキュラムの充実

法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育指針によりカリキュラムが示されているのは衛生管理者（初任時、定時又はは随時）のほか、作業主任者ではガス溶接作業主任者（定期又は随時）、林業架線作業主任者（定期又は随時）に係る能力向上教育のみである。

上記(1) 作業主任者等の免許所持者に対する定期的な能力向上教育の義務化の実施のためにも、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者のカリキュラムについて新たに示す必要がある。

(3) 免許、技能講習の規定の整合性

免許の種類については安衛則第 62 条・別表第 4、69 条で規定している。一方、後述するとおり技能講習の種類については法別表第 18 で規定しており、均衡を欠いている。

本来この種の規定は、安衛令に整理されるべきと考える。

2 第75条～第75条の12

2.1 条文

(免許試験)

第七十五条 免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに、都道府県労働局長が行う。

2 前項の免許試験（以下「免許試験」という。）は、学科試験及び実技試験又はこれらのいずれかによって行う。

3 都道府県労働局長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う教習を修了した者でその修了した日から起算して一年を経過しないものその他厚生労働省令で定める資格を有する者に対し、前項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 前項の教習（以下「教習」という。）は、別表第十七に掲げる区分ごとに行う。

5 免許試験の受験資格、試験科目及び受験手続並びに教習の受講手続その他免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(指定試験機関の指定)

第七十五条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定する者（以下「指定試験機関」という。）に前条第一項の規定により都道府県労働局長が行う免許試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定（以下第七十五条の十二までにおいて「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県労働局長は、第一項の規定により指定試験機関が試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。

六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(役員を選任及び解任)

第七十五条の四 試験事務に従事する指定試験機関の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じな

い。

- 2 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

（免許試験員）

第七十五条の五 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、免許試験員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、免許試験員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。免許試験員に変更があつたときも、同様とする。

- 4 厚生労働大臣は、免許試験員が、この法律（これに基づく命令又は処分を含む。）若しくは次条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該免許試験員の解任を命ずることができる。

（試験事務規程）

第七十五条の六 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第七十五条の十一第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（秘密保持義務等）

第七十五条の八 指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（免許試験員を含む。）は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業計画の認可等）

第七十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する

事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第七十五条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第七十五条の十 指定試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十一 厚生労働大臣は、指定試験機関が第七十五条の三第二項第三号又は第五号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十五条の三第二項第六号に該当するとき。

二 第七十五条の四第二項、第七十五条の五第四項、第七十五条の六第三項又は第七十五条の九の規定による命令に違反したとき。

三 第七十五条の五第一項から第三項まで、第七十五条の七又は前条の規定に違反したとき。

四 第七十五条の六第一項の規定により認可

を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

五 第一百十条第一項の条件に違反したとき。

(都道府県労働局長による免許試験の実施)

第七十五条の十二 都道府県労働局長は、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとする。

2 都道府県労働局長が前項の規定により試験事務を自ら行う場合、指定試験機関が第七十五条の十の規定による厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、又は前条の規定により厚生労働大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。

2.2 趣旨と内容

2.2.1 第75条

2.2.1.1 趣旨

本条は、免許試験の実施方法、免許試験の一部免除について定めたものである。

免許試験は、厚生労働省令で定める区分ごとに学科試験及び実技試験又はそのいずれかによって都道府県労働局長が行うこととされている。ただし、現在は、第75条の2の規定に基づいて指定試験機関である(公財)安全衛生技術試験協会が全ての試験事務を実施している(同協会は、法第82条に基づく労働安全コ

ンサルタント試験、第 83 条に基づく労働衛生
 コンサルタント試験、作業環境測定法第 5 条に
 基づく作業環境測定士試験の指定試験機関と
 して試験事務も行っている。)

2.2.1.2 内容

免許試験は、安衛則第 69 条に定める次の 18
 区分ごとに、学科試験及び実技試験又はそのい
 ずれかによって行われる。

その具体的な内容については、第一種衛生管
 理者、第二種衛生管理者、ガス溶接作業主任者、
 林業架線作業主任者、発破技士、揚貨装置運転
 士の免許試験の受験資格、試験科目、試験科目
 の免除については安衛則・別表第 5 により、高
 圧室内作業主任者、潜水士の試験科目について
 は高圧則、特級ボイラー技士、一級ボイラー技
 士、二級ボイラー技士、特別ボイラー溶接士、
 普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士の受験資
 格、試験科目についてはボイラー則、エックス
 線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任
 者の受験資格、試験科目については電離則、ク
 レーン・デリック運転士、移動式クレーン運転
 士免許試験の受験資格、試験科目についてはク
 レーン則にそれぞれ規定されている。

資料 1-1 に「免許試験の受験資格、試験科目
 等」を整理した。

- 1 第一種衛生管理者免許試験
- 1 の 2 第二種衛生管理者免許試験
- 2 高圧室内作業主任者免許試験
- 3 ガス溶接作業主任者免許試験
- 4 林業架線作業主任者免許試験
- 5 特級ボイラー技士免許試験
- 6 一級ボイラー技士免許試験
- 7 二級ボイラー技士免許試験
- 8 エックス線作業主任者免許試験
- 8 の 2 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免
 許試験
- 9 発破技士免許試験

- 10 揚貨装置運転士免許試験
- 11 特別ボイラー溶接士免許試験
- 12 普通ボイラー溶接士免許試験
- 13 ボイラー整備士免許試験
- 14 クレーン・デリック運転士免許試験
- 15 移動式クレーン運転士免許試験
- 16 潜水士免許試験

なお、安衛則・別表第 4 で、18 種類の免許試
 験に合格した者のほか、一定の要件を満たす者
 に対して免許証の交付を受けることができる
 としている。

2.2.2 第 75 条の 2（指定試験機関の指定）

2.2.2.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長が行う試験事務の
 全部又は一部を指定試験機関行わせることが
 できることを定めたものである。

免許試験は 18 種類で行われており、これら
 の免許試験の業務は膨大であるため、都道府県
 労働局の他の業務に支障を生じさせ、他方、試
 験場の確保が困難なことから試験の実施回数
 が制限されるなど受験者に多くの不便をかける
 問題が生じていた。

そこで、昭和 52 年の法改正で、指定試験機
 関を指定し、常時試験を実施し得る体制を整備
 することによって、受験者の不便の解消と行政
 事務の効率化を図ることとしたものである。

2.2.2.2 内容

(1) 試験事務の範囲

厚生労働大臣は、指定試験機関に試験事務を
 行わせるときは、その試験事務の範囲を定める
 ものとされている（登録省令第 19 条の 25）。

指定試験機関に行わせる試験事務の範囲は、
 各都道府県労働局長の行う安衛則第 69 条各号
 に掲げる免許試験に関する試験事務である。

(2) 指定の申請

指定試験機関としての指定を受けようとする

る者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない(登録省令第19条の26)。

- 1 名称及び住所
- 2 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 3 試験事務を開始しようとする年月日
更に申請書には、次の書面を添えることとされている。
- 4 定款及び登記簿の謄本
- 5 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 6 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 7 役員の氏名及び略歴を記載した書面

2.2.3 第75条の3（指定試験機関の要件）

2.2.3.1 趣旨

本条は、指定試験機関の指定の基準について定めたものである。

本法に基づく免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力を免許によって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているので、その試験の実施に当たっては、高度の公正性、中立性、斉一性が要求される。この見地から指定試験機関の指定は、全国で一を限って行われることとされている。

2.2.3.2 内容

指定試験機関は、職員、設備、試験事務の実施の方法、加えて経理的及び技術的な基礎が、試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること等が規定されている。

2.2.4 75条の4（指定試験機関の役員の選任及び解任）

2.2.4.1 趣旨

本条は指定試験機関の役員の選任及び解任について定めたものである。

2.2.4.2 内容

試験事務に従事する指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと、指定試験機関の役員が試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができることについて規定している。

2.2.5 第75条の5（免許試験員）

2.2.5.1 趣旨

本条は、免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定するための試験問題に関する事務については、免許試験員に行わせなければならないことについて定めたものである。

2.2.5.2 内容

受験者の知識及び能力の有無の判定に関する事務について指定試験機関は、試験の水準を適正に保持するため、免許試験の種別に応じて次の要件に該当する免許試験員に行わせなければならないこととされている(登録省令第19条の29及び別表)。

2.2.6 第75条の6（試験事務規程）

2.2.6.1 趣旨

本条は、試験事務規程について定めたものである。試験事務は、公正かつ的確に実施される必要がある。この見地から指定試験機関は、試験事務規程を定め、その制度又は変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととし、その試験事務規程が不相当となった場合には、厚生労働大臣がその変更を命ずるこ

とができることとした。

2.2.6.2 内容

試験事務規程で定められなければならない事項は、次のものである（登録省令第19条の32）。

- 1 免許試験の実施の方法に関する事項
- 2 手数料の収納の方法に関する事項
- 3 合格の通知に関する事項
- 4 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 5 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 6 その他、試験事務の実施に関し必要な事項

2.2.7 第75条の7（事業計画の認可等）

2.2.7.1 趣旨

本条は、指定試験機関の業務運営の適正を確保するため、指定試験機関に対し、毎事業年度毎に事業計画及び収支予算の作成を義務付け、その作成変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととしたものである。なお、指定試験機関は、事業年度終了後は事業報告書等を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2.2.7.2 内容

安衛則、登録省令には事業計画、事業報告についての提出すべき書類の内容について具体的には規定されていない。

この点に関して、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）に基づき、「公益法人は、毎事業年度の開始の日の前日までに、当該年度の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（事業計画書等）を作成し、当該事業年度の末日までの間、事業計画書等を事務所に備え付けなければならない。」とされている（認定法

第21条第1項）。

また、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（法人法）で定める計算書類等（貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びにこれらの付属明細書（監査報告又は会計監査報告を含む）のほか、毎事業年度経過後3カ月以内に、財産目録、役員名簿、役員等の報酬等の支給基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況を及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類を作成し、これらの書類を5年間事務所に備え付けておく必要がある（認定法第21条第2項）。

以上のとおり、本条でいう事業計画も認定法に準じるものと考えられる。指定試験機関である以上、試験の種類別の実施日、実施場所は事業計画の中心であることはいうまでもない。

2.2.8 75条の8（秘密保持義務）

2.2.8.1 趣旨

指定試験機関の役員、職員等は、試験事務の実施に関し秘密を知り得る立場にあるので、本条1項ではこれらの者の守秘義務について規定している。また、指定試験機関が行う試験事務の公正な遂行を図るためには、当該機関の役職員を刑法その他の罰則の適用に当たっては公務員とみなし、ある場合には、必要な保護を加え、ある場合には特定の義務を科すことが必要であるので、この見地から第2項の規定が設けられている。

2.2.8.2 内容

本条第1項に違反した場合、法第117条により、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金と定められている。また、第2項により指定試験機関の役員若しくは職員はみなし公務員とされ、国家公務員法に基づく秘密を守る義務が適用される。

なお、国家公務員法第100条は、「職員は、

職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とし、これに違反した場合、同法第109条により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

2.2.9 第75条の9（監督命令）

2.2.9.1 趣旨

本条は指定試験機関に対する厚生労働大臣の監督命令について定めたものである。

2.2.9.2 内容

指定試験機関は、法第75条の5に基づく免許試験員を配置し、法第75条の6に基づく事務規定を作成してこれに基づき試験事務を実施する。また、試験の実施結果等については、登録省令第19条の34、第19条の35に基づき、結果報告、帳簿の作成保存が義務付けられており、試験を実施する事務所を管轄する都道府県労働局長は、試験が適正に行われているか監督し、必要な命令をすることができる。

2.2.10 第75条の10（試験事務の休止）

2.2.10.1 趣旨

本条は試験事務の休廃止について定めたものである。

2.2.10.2 内容

指定試験機関が休廃止の許可を受けようとする場合は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない（登録省令第19条の36）。

- 1 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲
- 2 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日
- 3 試験事務の全部又は一部を休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

2.2.11 第75条の11（指定の取消）

2.2.11.1 趣旨

本条は、指定試験機関として指定した後ににおいて指定の欠格条項に該当したり、又は認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合等には、もはや指定試験機関としての公正な運営が期待できないので、このような場合に指定を取り消すこととしたものである。

2.2.11.2 内容

指定試験機関としての指定を受けた後ににおいて、申請者又は役員が本法等に違反して刑に処せられたり、また、その執行を終わり又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない場合は、厚生労働大臣は、必ずその指定を取り消さなければならない。

さらに、次の場合には厚生労働大臣の裁量により、指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 1 申請者の役員のうち、解任命令により解任され、その日から2年を経過しない者がいる場合
- 2 役員解任命令、免許試験員解任命令、試験事務規程の変更命令又は監督命令に違反した場合
- 3 免許試験員に関する規定、事業計画の認可等の規定又は試験事務の休廃止の規定に違反した場合
- 4 認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行った場合
- 5 指定や許可に厚生労働大臣により付された条件がある場合で、その条件に違反した場合

合

2.2.12 75条の12（都道府県労働局長による免許試験の実施）

2.2.12.1 趣旨

本条は、指定試験機関の試験事務の休止等の場合における都道府県労働局長による免許試験の実施等について定めたものである。

2.2.12.2 内容

都道府県労働局長は、次の場合には、試験事務の全部又は一部を自ら行わなければならない。

1 指定試験機関が厚生労働大臣の許可を受けて試験事務の全部又は一部を休止した場合

2 厚生労働大臣が指定試験機関に対し試験事務の全部又は一部の停止を命じた場合

3 指定試験機関が天災等により試験事務の全部又は一部を実施することが困難な場合で、必要があると認める場合

1～3の場合には試験事務の引継ぎ等が必要となるが、その際、指定試験機関は次の事項を行う必要がある（登録省令第19条の39）。

4 試験事務を行った事務所ごとに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に当該試験事務並びに当該試験事務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと

5 その他、試験事務を行った事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が必要と認める事項

2.3 関連規定

2.3.1 法条

<第75条関係>

第1項の厚生労働省令で定める区分：安衛則第69条

第3項の厚生労働省令で定める資格：安衛則第70条・別表第5、ボイラー則第102条の

2、第111条、第117条、クレーン則第227条、第233条、電離則第51条、第52条の4の4

第5項の免許試験の受験資格、試験科目：安衛則第70条・別表第5、ボイラー則第101条～第103条、第109条、第110条、第112条、第116条、第118条、クレーン則第226条、第228条、第232条、第234条、高圧則第50条、第51条、第54条、第55条、電離則第50条、第52条、第52の4の2、第52の4の5

免許試験の手数料：法112条第1項第11号、手数料令第6条第1号～第4号

受験手続：安衛則第71条・第72条

教習：安衛則第74条～77条、クレーン則第240条、第243条、揚貨装置運天実技教習・クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規定

<第75条の2関係>

省令の定め：登録省令第3章の4

試験事務：登録省令第19条の25

指定の申請：登録省令第19条の26

公示：登録省令第19条の38

手数料：法112（12）

<第75条の4関係>

役員の選任及び解任の認可の申請：登録省令第19条の28

<第75条の5関係>

免許試験員の要件：登録省令第19条の29・別表

免許試験員の選任又は解任の届け出：登録省令第19条の30

<第75条の6関係>

試験事務規定：登録省令第19条の31～第19

条の 33

手数料の納付：手数料令 7

<第 75 条の 8 関係>

参考 罰則：法第 117 条・第 122 条

<第 75 条の 10 関係>

試験事務の休廃止の許可の申請：登録省令第 19 条の 38

公示：登録省令第 19 条の 38

<第 75 条の 11 関係>

公示：登録省令第 19 条の 38

<第 75 条の 12 関係>

省令の定め：登録省令第 19 条の 37

公示：登録省令第 19 条の 38

2.4 沿革

2.4.1 制度史

安衛法に基づく免許と旧労働基準法に基づく免許等との比較は次表のとおりであり、旧労働基準法における免許がほとんど引き継がれ、また、ガス溶接、ボイラー整備士資格については、技能講習から免許に引き上げられた。

安衛法に基づく免許の種類（安衛則第 69 条）		旧労働基準法に基づく免許等
1	第一種衛生管理者免許	衛生管理者免許（旧安衛則第 24 条）
1 の 2	第二種衛生管理者免許	
2	高圧室内作業主任者免許	高圧室管理者免許（旧高圧則第 49 条）
3	ガス溶接作業主任者免許	ガス溶接技能講習（旧安衛則第 44 条の 2）
4	林業架線作業主任者免許	集材架線技士免許（旧安衛則第 44 条の 5）

5	特級ボイラー技士免許	特級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
6	一級ボイラー技士免許	一級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
7	二級ボイラー技士免許	二級ボイラー技士免許（旧ボイラー則第 81 条）
8	エックス線作業主任者免許	エックス線作業主任者免許（旧電離則第 59 条）
8 の 2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許	—
9	発破技師免許	発破技師免許（旧安衛則第 44 条の 3）
10	揚貨装置運転士免許	揚貨装置運転士免許（旧安衛則第 44 条の 4）
11	特別ボイラー溶接士免許	特別ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
12	普通ボイラー溶接士免許	普通ボイラー溶接士免許（旧ボイラー則第 93 条）
13	ボイラー整備士免許	ボイラー整備技能講習（旧ボイラー則第 104 条の 2）
14	クレーン・デリック運転士免許	クレーン運転士免許（旧クレーン則第 104 条） デリック運転士免許（旧クレーン則第 127 条）
15	移動式クレーン運転士免許	移動式クレーン運転士免許（旧クレーン則

		126 条の 2)
16	潜水士免許	潜水士免許 (旧高压則第 56 条)

この免許に関する試験事務に関して、労働基準法研究会は次のとおり報告した。

(ロ) 業務量の増加とそれに対する体制の整備

最近における大幅な機械化、作業の合理化等により、クレーン等特殊設備の設置が増加していることにもなって試験、講習免許関係の受験者数も年々増加しており昭和 44 年においては、10 年前昭和 35 年に比べボイラー技士試験では約 2 倍、クレーン等運転士では約 3 倍の伸びを示している。

また、技能講習を要件とする就業資格業務の技能講習会実施回数も年々増加しており、そのほとんどが行政官庁が指定した民間団体が実施したものである。

このような受験者あるいは受講者の増加は必然的に行政官庁の事務量の増加をもたらしているが、その増加に見合う体制は、必ずしも十分といえず、とくに、実技試験実施面あるいは民間の指定講習団体に対する監督指導の面で問題があり、行政の簡素化及び行政体制の整備の見地から教習制度等の整備が要請されている。

このようなことから、試験事務の実施方法について改善が急務となったが、昭和 47 年の安衛法制定には間に合わなかった。このため労働省は、昭和 51 年 4 月 1 日、(公財) 安全衛生技術試験協会を安衛法に基づく試験実施機関として設立することを許可した。指定試験機関となった同協会は、受験者の利便性を考慮し、全国に次の 7 つのセンターを配置し、必要な整備を終了した(なお、これらの 7 つのセンターは、都道府県単位に出張試験も実施している。)

そして労働省は、昭和 52 年の法改正で、指定試験機関を指定し、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の不便の解消と行政事務の効率化を図ることとした。法第 75 条の 2 から第 75 条の 12 の規定は、都道府県労働局の行っていた試験事務を指定試験機関に実施させるための規定である。

2.4.2 背景となった災害等

特になし

2.5 運用

2.5.1 適用の実際

1.5.1 の (2) に記載のとおり。

2.5.2 関係判例

特になし

2.6 その他

免許資格に関し、用語等参考となると考えられる事項について、「参考 1 免許に関連する用語等」を示した。

2.7 改正提案

2.2.1.2 で述べたとおり、免許試験の受験資格、試験科目、試験科目の免除について、安衛則・別表第 5 のほか、高压則、ボイラー則、電離則、クレーン則にそれぞれ分散して規定されており、分かりにくい規定となっている。

一方、安衛則・別表第 4 は、18 種類の免許試験に合格した者のほか、一定の要件を満たす者に対して免許証の交付を受けることができるとし、その中で高压則、ボイラー則、電離則、クレーン則を引いている。

安衛則・別表第 5 についても別表第 4 と同様の構成とすべきと考える。

参考 2 に「免許試験の受験資格、試験科目等」を整理した。

3 第76条

3.1 条文

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習（以下「技能講習」という。）は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によって行う。

2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3.2 趣旨と内容

3.2.1 趣旨

本条は、都道府県労働局長又はその指定する者が行う作業主任者及び就業制限業務に係る技能講習の実施方法、修了証の交付等について定めたものであり、第72条の免許と対をなす規定である。

3.2.2 内容

(1) 技能講習の種類

技能講習は、次のとおり区分されている（別表第18）。

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 2 プレス機械作業主任者技能講習
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 15 はい作業主任者技能講習
- 16 船内荷役作業主任者技能講習
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 21 鉛作業主任者技能講習
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習
- 23 石綿作業主任者技能講習
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 26 床上操作式クレーン運転技能講習
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習
- 28 ガス溶接技能講習
- 29 フォークリフト運転技能講習
- 30 ショベルローダー等運転技能講習
- 31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 33 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 34 不整地運搬車運転技能講習
- 35 高所作業車運転技能講習
- 36 玉掛け技能講習
- 37 ボイラー取扱技能講習

(2) 技能講習の受講資格及び講習科目

技能講習は、厚生労働省令で定めるところにより、その区分ごとに学科講習又は実技講習によって登録教習機関が行う。

講習科目の具体的事項については、安衛則、ボイラー則、クレーン則、有機則、鉛則、四アルキル鉛即、特化則、酸欠則及び石綿則で定められている。

(3) 技能講習修了証の公布、再交付等

登録教習機関は技能講習修了者に対し、技能講習修了証（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

修了証の交付を受けた者が修了証を滅失し、又は損傷したときは、修了証の交付を受けた登録教習機関から修了証の再交付を受けることができる。また、当該登録教習機関が技能講習の業務を廃止したとき等の場合は、厚生労働大臣が指定する機関である技能講習修了証明書発行事務局に対し申請を行うことにより、技能講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けることができる。

修了証、修了証明書ともに法第 61 条第 3 項の「資格を証する書面」に該当する。

3.3 関連規定

3.3.1 法条

3.3.1.1 関係法令

<技能講習終了資格の必要な業務>

作業主任者：法第 14 条、令第 6 条、則第 16 条、則別表第 1

就業制限業務：法第 61 条、令第 20 条、則第 41 条、則別表第 3

<技能講習の手数料>

法 112 (2)、手数料令 2

<技能講習についての必要な事項>

安衛則第 79 条～83 条・別表 6、木材加工用機械作業主任者技能講習規程、プレス機械作業主任者技能講習規程、乾燥設備作業主任者技能講習規程、コンクリート破砕器作業主任者技能講習規程、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程、ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程、採石のための掘削作業主任者技能講習規程、はい作業主任者技能講習規程、船内荷役作業主任者技能講習規程、型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程、足場の組立て等作業主任者技能講習規程、鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程、鋼橋架設等作業主任者技能講習規程、木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程、ガス溶接技能講習規程、フォークリフト運転技能講習規程、ショベルローダー等運転技能講習規程、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習規程、車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習規程、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程、不整地運搬車運転技能講習規程、高所作業車運転技能講習規程、ボイラー則第 122 条～第 124 条、ボイラー取扱技能講習規程、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程、クレーン則第 244 条～第 247 条、玉掛け技能講習規程、床上操作式クレーン運転技能講習規程、小型移動式クレーン運転技能講習規程、有機則第 37 条、鉛則第 60 条、四アルキル鉛則第 27 条、特化則第 51 条、化学物質作業主任者技能講習規程、酸欠則第 26 条～第 28 条、酸素欠乏危険作業主任者技能講習規程、石綿予防規則第 48 条の 5、石綿作業主任者技能講習規程、

3.4 沿革

3.4.1 制度史

労働基準法研究会報告書は、就業資格、特に技能選考指名制度について次のとおり報告した。

<p>(7) 就業資格</p> <p>ロ 現状及び問題点</p> <p>(イ) 就業資格体系の整備</p> <p>労働省令による就業資格の態様としては、業務の危険度に応じ、</p> <p>① ボイラー技士、クレーン運転士などの試験免許</p> <p>② 発破技士、潜水士などの講習免許</p> <p>③ クレーン玉掛工、フォークリフト運転者などの指定講習</p> <p>④ 動力巻上機、運搬機の運転の業務などの技能選考指名</p> <p>⑤ 動力伝導装置の掃除、注油、検査又は修理の業務などの6ヶ月以上の経験</p> <p>など、試験免許から6ヶ月の経験まで五段階にわかれているが、これらの技能水準あるいはそれを判定する基準などは、必ずしも明確でなく、その体系、内容の不備が指摘される。</p> <p>さらに、法制上の問題として、労働基準法以外の法律では一般に就業資格にかかる免許制度を定めるに際し、法律自体において免許試験、免許資格等について詳細な規定を置き、細部の手続的事項等を政令、省令に委ねているのに対し、上記①ないし②の免許制度は、労働基準法上きわめて抽象的な根拠規定が存するのみであるので、免許試験、免許資格等重要事項については法律に明確な規定を置く必要がある。</p> <p>また、<u>技能選考指名制度については、現在、技能選考基準が確立されていないため、その実効が期しがたい。</u></p>

旧労働基準法体系下で技能講習は、ガス溶接

技能講習（旧安衛則第327条）、フォークリフト運転技能講習（旧安衛則第333条）、プレス作業主任者技能講習（旧安衛則第372条）、玉掛技能講習（クレーン則第150条）が規定され、その指定講習については、都道府県労働基準局長又は局長の指定する講習機関が実施していた。

安衛法の制定により、旧安衛則第45条（技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務）についても整理され、そのほとんどが技能講習修了者でなければ就くことができない業務となった。

3.4.2 背景となった災害等

特になし

3.5 運用

3.5.1 適用の実際

参考1に「表2 令和2年4月現在、登録省令第20条に定める登録区分ごとの登録教習機関及び技能講習実施状況」を示した（資料：厚生労働省労働基準局安全衛生部）。

3.5.2 関係判例

特になし

3.6 その他

技能講習資格に関し、用語等参考となると考えられる事項について、「参考3 技能講習に関連する用語等」を示した。

3.7 改正提案

(1) 技能講習に係る能力向上教育カリキュラムの策定

法第19条の2に基づく能力向上教育指針は、作業主任者等に対する能力向上教育の実施を規定し、その中で下線を付した技能講習について能力向上教育カリキュラムを示している。し

かし、能力向上教育の促進を図るため、全ての作業主任者についてカリキュラムを示す必要がある。

- 1 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 2 プレス機械作業主任者技能講習
- 3 乾燥設備作業主任者技能講習
- 4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 9 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 11 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 14 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 15 はい作業主任者技能講習
- 16 船内荷役作業主任者技能講習
- 17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 21 鉛作業主任者技能講習
- 22 有機溶剤作業主任者技能講習
- 23 石綿作業主任者技能講習
- 24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

- 26 床上操作式クレーン運転技能講習
- 27 小型移動式クレーン運転技能講習
- 28 ガス溶接技能講習
- 29 フォークリフト運転技能講習
- 30 ショベルローダー等運転技能講習
- 31 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 33 車両系建設機械（基礎工用）運転技能講習
- 34 不整地運搬車運転技能講習
- 35 高所作業車運転技能講習
- 36 玉掛け技能講習
- 37 ボイラー取扱技能講習

(2) 免許、技能講習の規定の整合性

1.7の(2)でも述べたが、免許の種類については安衛則第62条・別表第4、69条で規定し、一方、後技能講習の種類については法別表第18で規定しており、均衡を欠いている。

本来この種の規定は、安衛令に整理されるべきと考える。

(3) 分散規定されている技能講習規定の一本化

技能講習の受講資格、講習内容については、安衛則・別表第6のほか、ボイラー則、クレーン則、特化則、鉛則、有機則、石綿則、酸欠則にそれぞれ分かれて規定されており、分かりにくい。

安衛則・別表第6に統一できないか検討すべきと考える。

参考4に「技能講習の受講資格、講習内容等」を整理した。

4 第77条

4.1 条文

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録（以下この条において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者（教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。）が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行った教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた

者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。以下この項において同じ。）並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者（以下「登録教習機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十六条第二項各号列記以外の部分	登録	第七十七条第一項に規定する登録（以下この条、第五十三条第一項及び第五十三条の二第一項において「登録」という。）
第四十六条第四項	登録製造時等検査機関登録簿	登録教習機関登録簿
第四十七条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十八条第一項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第四十	製造時	第十四条若しくは第

八条第二項	等検査	六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第四十九条	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十条第一項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあっては、事業報告書）
第五十条第二項	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習
第五十条第四項	事業報告書	事業報告書（登録教習機関が国又は地方公共団体である場合にあっては、事業報告書）
	厚生労働大臣	都道府県労働局長
第五十二条	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十六条第三項各号	第七十七条第二項各号
第五十二条の二	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	第四十七条	第七十七条第六項又は第七項
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技

		能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
第五十三条第一項第二号	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、第七十七条第六項若しくは第七項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項
第五十三条第一項第三号	第五十条第二項各号又は第三項各号	第五十条第二項各号
第五十三条の二	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録（以下この条において同じ。）」と、同条第四項中「登録製造時等検査

機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

4.2 趣旨と内容

4.2.1 第77条

4.2.1.1 趣旨

本条は、法第14条の作業主任者技能講習、法第61条第1項の就業制限業務に係る技能講習、法第75条第3項の教習に係る登録を受けようとする者は、所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、登録省令第20条に定める指定の区分ごとに、登録の申請をしなければならないことを定めたものである。

また、技能講習又は教習を行う機関は、登録検査機関（法第46条）と同様、公的性格を有し、社会的に十分信頼に足るものでなくてはならないから、登録検査機関に係る規定を準用することを定めている。

4.2.1.2 内容

教習機関としての登録は、登録省令第20条に定める登録の区分ごとに申請して行う。都道府県労働局長は、登録申請者が次の要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

- 1 法77条・別表第19に定める教習に必要な機械器具その他の設備及び施設を保有していること
- 2 法第77条・別表第20に定める講習科目に関し、十分な知識経験を有する者が教習

を実施するものであること

3 技能講習又は教習の業務を管理する者が置かれていること

4 教習にあつては、申請前6カ月の間に申請者が行った教習を受講した者の免許試験の合格率が95パーセント以上であること。

なお、登録検査機関の登録に関する第46条第2項及び第4項の規定、登録内容の変更、業務規程、業務の休廃止、財務諸表等の備え付け閲覧、検査員の選任等の届け出、適合命令、改善命令に係る第47条の2から第49条、第50条第1項、第2項及び第4項、第52条、第52条の2、第53条第1項（第4号を除く。）、第53条の2の規定は登録教習機関について準用される。その際の読替規定が第3項の表に示されている。

4.3 関連規定

4.3.1 法条

登録の区分：登録省令第20条

登録の条件：法第120条

登録の手数料：法第112条第1項第1号・第1号の2、手数料令第1条第1号・第1号の2

登録の申請：登録省令第21条

登録の基準：法第46条第3項、登録省令第22条

業務規程：法第48条、登録省令第23条

帳簿の作成・保存：法第103条第2項、登録省令第24条

帳簿の引き渡し：法第100条第2項、登録省令第25条

厚生労働大臣等の権限：法第96条第3項

規定の準用：法第46条第2項・第4項、第47条の2、第48条、第49条、第50条第1項、第2項・第4項、第52条、第52条の2、第53条第1項、第53条の2

4.4 沿革

4.4.1 制度史

3.4.1 で述べたとおり、旧労働基準法体系では、ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、プレス作業主任者技能講習、玉掛技能講習が規定され、指定講習については、都道府県労働基準局長又は局長の指定する講習機関が実施していた。

安衛法の制定により、旧安衛則第 45 条（技能を選考した者以外の者の就業が禁止される業務）についても整理され、ほとんどが技能講習修了者でなければ就くことができない業務となり、学科講習、実技講習の内容が明らかにされた。

旧労働基準法体系においては教習機関の要件は明確にされていなかったが、法第 77 条第 2 項に教習機関の登録に必要な要件を明示し、規定する要件を満たす教習機関から登録申請があった場合、これを認めることとした。

なお、本条 1 項、2 項は平成 15・7 法律 102 号により全部改正された。

4.4.2 背景となった災害等

特になし

4.5 運用

4.5.1 適用の実際

令和 2 年 4 月現在、登録省令第 20 条に定める登録区分ごとの登録教習機関は 3.5.1 で述べたとおりである。

なお、登録教習機関の全国団体として、昭和 55 年 7 月、法第 77 条第 2 項に規定する登録教習機関が行う実技教習及び技能講習の内容の充実向上に努め、もって労働災害の防止に寄与することを目的として全国指定教習機関協会が設立され、同年 12 月社団法人全国指定教習機関協会として労働大臣の設立許可を得た。そ

の後、労働安全衛生法の改正に伴い、平成 15 年 12 月、社団法人全国登録教習機関協会として名称を変更、公益法人改革に伴い、平成 24 年 7 月 2 日、一般社団法人全国登録教習機関協会（全登協）となった。全登協には、登録教習機関のうち 7 割程度が加入している。

4.5.2 関係判例

特になし

4.6 その他

特になし

4.7 改正提案

特になし

参考文献

改訂第 3 版 労働安全衛生法の詳解（労働調査会）
産業保健の記録 2020（石井義脩）

参照資料

工場危害予防及び衛生規則並同施行規則（昭和 4 年 8 月 1 日（財）産業福利協会）
労働安全衛生規則（昭和 22 年 10 月 産業衛生協会）
昭和 47 年版 労働総覧（労働法令協会）
労働基準法研究会報告書（安全衛生関係） 昭和 46 年 7 月 13 日
第 68 回国会 衆議院・参議院 社会労働委員会 審議録
第 80 回国会 衆議院・参議院 社会労働委員

会 審議録

第 112 回国会 参議院・参議院 社会労働委員

会 審議録

参考1 免許試験、技能講習実施状況

表1 労働安全衛生法に基づく免許試験実施状況（令和2年度）

資料：（公財）安全衛生技術試験協会

<免許試験>

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）	
学 科 試 験	特級ボイラー技士	430	125	29.1
	一級ボイラー技士	3,100	1,577	50.9
	二級ボイラー技士	16,098	9,400	58.4
	特別ボイラー溶接士	104	78	75.0
	普通ボイラー溶接士	716	435	60.8
	ボイラー整備士	1,726	1,219	70.6
	クレーン・デリック運転士	15,760	9,992	63.4
	移動式クレーン運転士	5,359	3,467	64.7
	揚貨装置運転士	376	288	76.6
	発破技士	336	225	67.0
	ガス溶接作業主任者	586	497	84.8
	林業架線作業主任者	90	78	86.7
	第一種衛生管理者	43,157	18,916	43.8
	第二種衛生管理者	22,220	11,729	52.8
	高圧室内作業主任者	109	71	65.1
	エックス線作業主任者	4,112	2,210	53.7
	ガン線透過写真撮影作業主任者	283	202	71.4
	潜水士	6,015	4,886	81.2
	計	120,577	65,395	54.2

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）	
実 技 試 験	特別ボイラー溶接士	126	107	84.9
	普通ボイラー溶接士	666	420	63.1
	クレーン・デリック運転士	2,793	1,351	48.4
	移動式クレーン運転士	483	297	61.5
	揚貨装置運転士	231	214	92.6
	計	4,299	2,389	55.6

<作業環境測定士試験>

試験の種類	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
第一種作業環境測定士	818	502	61.4

第二種作業環境測定士	1,059	459	43.3
		486	—
計	1,877	988	52.6

(注) 第二種作業環境測定士の合格者数欄の下段は、第一種試験を申請、受験した者で第二種試験にのみ合格した者 26 名及び第二種試験科目のうち一部科目について合格点を得て、科目免除を受けた後に当該科目以外の全ての科目が免除となる他の資格を取得し今回の第二種試験を受験申請したため、第二種試験合格として取り扱った者 1 名を含む合格者数。

<労働安全・労働衛生コンサルタント試験>

試験の種類		受験者数 (人)	合格者数 (人)	最終合格率 (%)
労働安全 コンサルタント	筆記試験	1,166	330	22.0
	口述試験	325 (0)	256	
労働衛生 コンサルタント	筆記試験	439	110	23.5
	口述試験	270 (166)	142	

(注 1) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の口述試験受験者数欄の()内は、筆記試験全部免除者数で内数。

(注 2) 最終合格率は、口述試験合格者数 ÷ (筆記試験受験者数 + 筆記試験全部免除者のうち、実際に口述試験を受験した者の数) × 100%。

表 2 登録省令第 20 条に定める登録区分ごとの登録教習機関及び技能講習実施状況 (令和 2 年 4 月)

資料：厚生労働省労働基準局安全衛生部

登録省令第 20 条に定める登録区分	登録教習機関数	受講者数
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	60	1,103
2 プレス機械作業主任者技能講習	59	6,158
3 乾燥設備作業主任者技能講習	48	7,988
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	3	0
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	122	9,154
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	21	208
6 の 2 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	20	176
7 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	108	3,608
8 足場の組立て等作業主任者技能講習	218	20,778
9 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	92	3,833
10 鋼橋架設等作業主任者技能講習	20	250
11 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	63	2,125
11 の 2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	20	139
11 の 3 採石のための掘削作業主任者技能講習	17	165

11の4 はい作業主任者技能講習	123	14,232
11の5 船内荷役作業主任者技能講習	13	409
12 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	130	2,949
13 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	22	1,496
14 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	49	3,293
15 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	88	36,627
16 鉛作業主任者技能講習	48	2,967
17 有機溶剤作業主任者技能講習	111	55,963
18 石綿作業主任者技能講習	108	13,902
18の2 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	328
18の3 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	76	49,654
18の4 床上操作式クレーン運転技能講習	175	38,611
18の5 小型移動式クレーン運転技能講習	437	67,288
19 ガス溶接技能講習	598	71,769
20 フォークリフト運転技能講習	620	225,141
20の2 ショベルローダー等運転技能講習	65	2,965
21 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	288	47,960
21の2 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	177	19,833
21の3 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	20	1,394
21の4 不整地運搬車運転技能講習	136	9,708
21の5 高所作業車運転技能講習	287	59,879
22 玉掛け技能講習	549	189,060
23 ボイラー取扱技能講習	62	7,294
24 揚貨装置運転実技教習	3	89
25 クレーン運転実技教習	31	10,205
26 移動式クレーン運転実技教習	58	3,390

参考2 免許に関連する用語等

1 衛生管理者（第一種、第二種、衛生工学衛生管理者）

衛生管理者免許には、第一種衛生管理者と第二種衛生管理者の2種類がある。

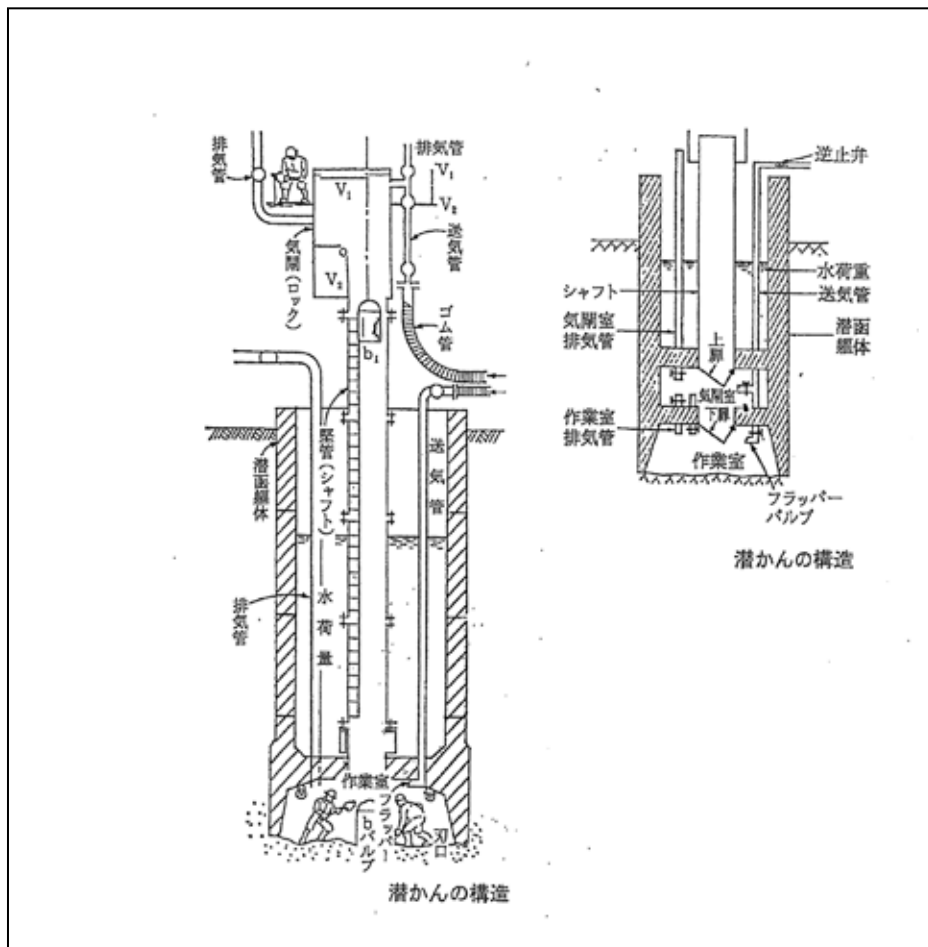
第一種衛生管理者と第二種衛生管理者の違いは対応できる業種。第一種免許を取得していれば、全ての業種に対応できるが、第二種免許のみ取得している場合、表の第一種衛生管理者の従事できる業種には対応できない。

第一種衛生管理者	農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療、清掃業
第二種衛生管理	その他の業種

このほか、大学又は高等専門学校において、工学又は理学に関する課程を修めて卒業した者で登録教習機関の行う衛生工学衛生管理者講習を修了した者等に与えられる衛生工学衛生管理者がある。

2 高圧室内作業主任者

高圧室内作業とは、潜函工法やシールド工法（湧水を抑えるために密閉の作業室内に水圧に対抗する圧縮空気を送って作業する）等大気圧を超える気圧下での作業室またはシャフトの内部において行う作業である。



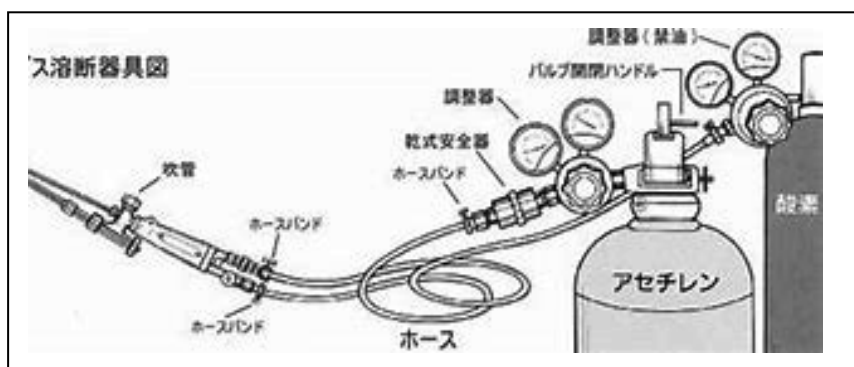
高圧室内業務については、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管から排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握し、関連する設備や作業方法を安全衛生に十分留意したものとする必要があります。

3 ガス溶接作業主任者

ガス溶接は、アセチレン等の可燃性ガスと酸素を燃焼させ、その炎により母材を溶融させる溶接法である。

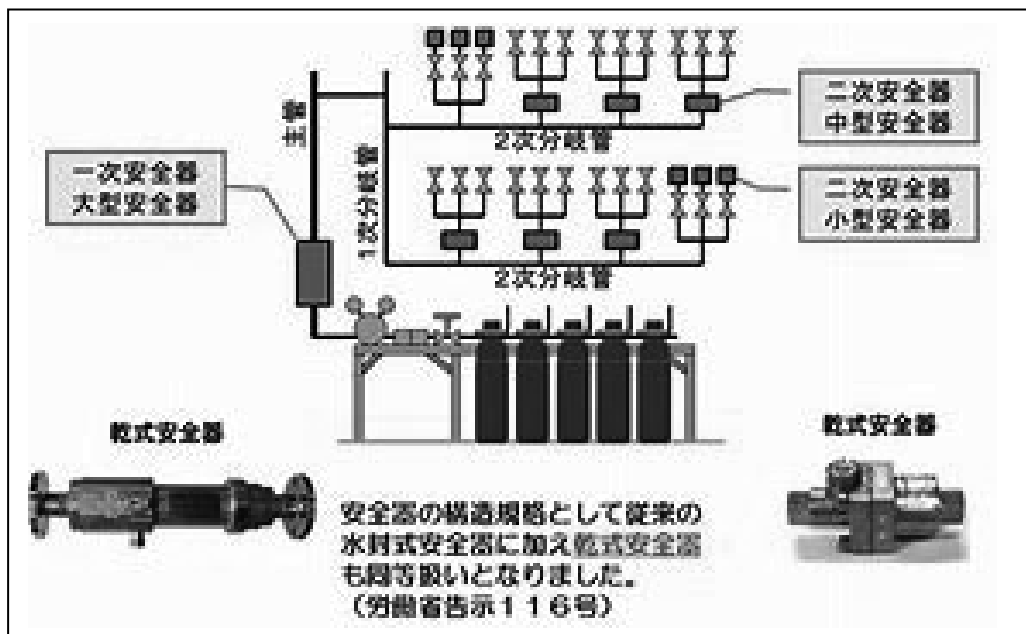
アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断または加熱の作業においては、ガス溶接作業主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない(安衛則第314条、第315条)。

ア アセチレン溶接装置



(yahoo.co.com より引用)

イ ガス集合溶接装置



(kanshikianzenkai.com より引用)

4 林業架線作業主任者

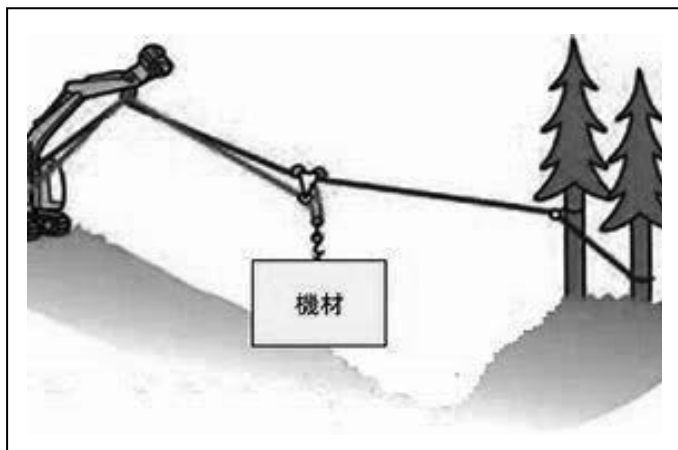
林業においては、伐木した木材を土場まで集材する方法として機械集材装置を用いることが行われ

る。

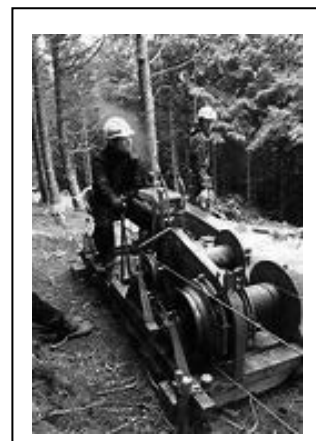
機械集材装置、運材索道の組み立て、解体、変更、修理の作業、及びこれらの設備による集材、運材の作業においては、林業架線主任者を選任し、法定の事項を行わなければならない（安衛則第 151 条の 126、第 151 条の 127）

ア 運材索道、機械集材装置、

集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備。



(forest.rd.pref.gifu.lg.jp より引用)



(kochiforestry.ac より引用)

5 特級、1級、2級ボイラー技士

(1) ボイラーの定義（令第1条第3号）

蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次のイ～へ以外のもの。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m² 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの

ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m³ 以下のもの

ハ 伝熱面積が 2m² 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m² 以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 5m² 以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が 0.02m³ 以下のもの）

へ 内容積が 0.004m³ 以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下のもの

(2) 小型ボイラーの定義（令第1条第4号）

ボイラーのうち、次に掲げるボイラー。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 1m² 以下のもの又は胴の内径

が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの

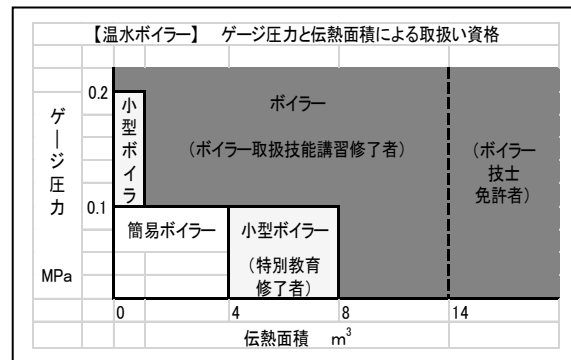
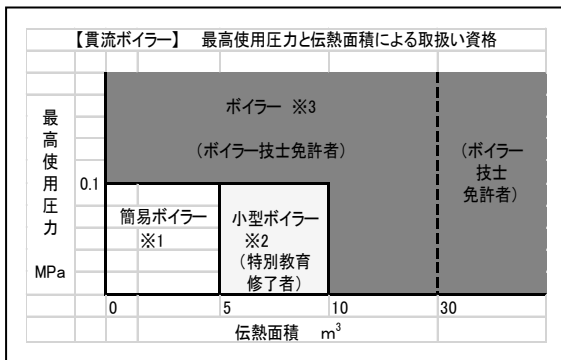
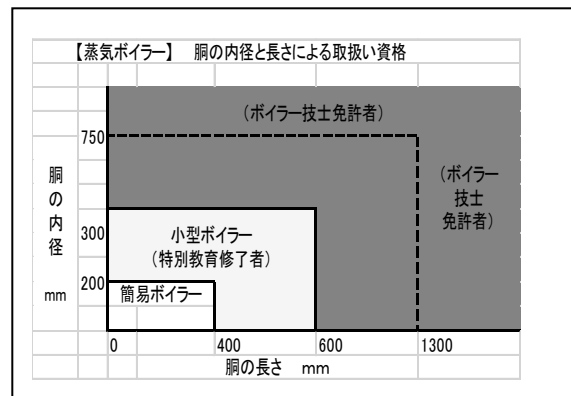
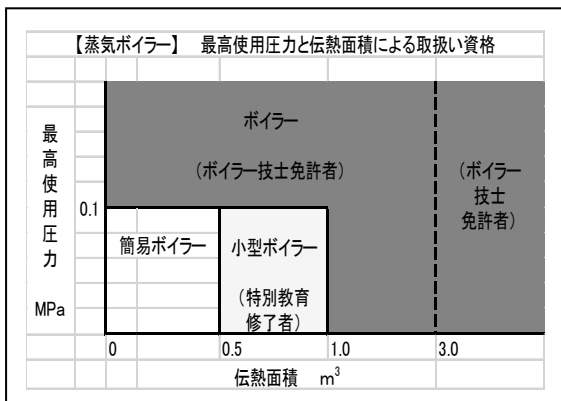
ロ 伝熱面積が 3.5m²以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25 mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 8m²以下のもの

ニ ゲージ圧力 0.2MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 2m²以下のもの

ホ ゲージ圧力 1MPa 以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が 10m²以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300 mm 以下で、かつ、その内容積が 0.07m³以下のものに限る。）

以上を整理すると次図のとおり。

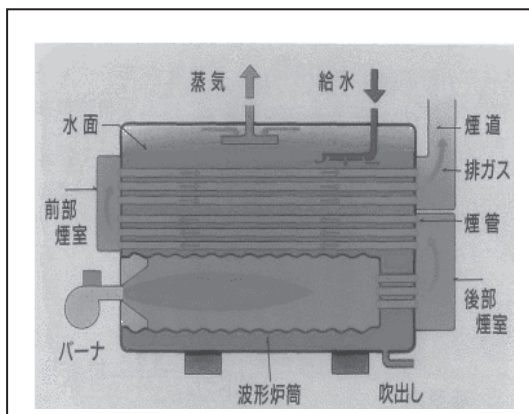


注1 気水分離器付の場合			
※1	D ≤ 200かつ V ≤ 0.021に限る	D:	気水分離器の内径(mm)
※2	D ≤ 300かつ V ≤ 0.071に限る	V:	気水分離器の内容積(m ³)
※3	D ≤ 400かつ V ≤ 0.41に限る		

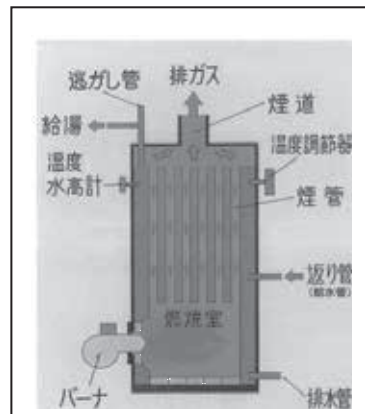
(3) 用語の解説

ア 温水ボイラー、蒸気ボイラー

ボイラーとは、水を火気などで加熱して、大気圧を超える蒸気又は温水を作り他に供給する容器をいい、蒸気を作る蒸気ボイラーと、温水を作る温水ボイラーがある。ボイラーから供給される蒸気や温水は、工場にある反応器や加熱器、ビルの暖房や給湯に利用される。

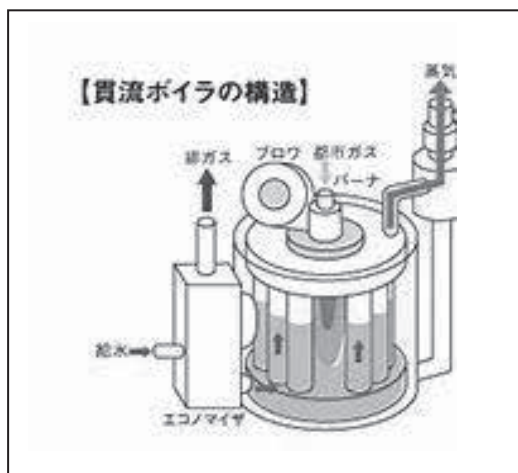


蒸気ボイラー (炉管煙管ボイラー)



温水ボイラー (立て温水ボイラー)

イ 貫流ボイラー



(saibugasu.co.jp より引用)

ウ ゲージ圧力

ゲージ圧とは、大気圧を基準として考える圧力。大気圧の値は約 101.3kpa だが、ゲージ圧では大気圧を 0kpa と考え、他の圧力の値を表す。



エ 伝熱面積

実際に熱の授受がある面の広さ。伝熱面積の計算はボイラー則第 2 条で規定されている。

オ 特級、1 級、2 級ボイラー技士

資格によって取り扱うことのできるボイラーが表のとおり異なる（ボイラー則第 24 条）。

特級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 500m ² 以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く）
1 級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m ² 以上 500 m ² 未満の場合

	(貫流ボイラーのみを取り扱う場合は、伝熱面積の合計が 500m ² 以上の時を含む)
2級ボイラー技士	取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が 25m ² 未満の場合
ボイラー取扱技能講習 修了者	次のボイラーのみを取り扱う場合 イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が 0.5m ² 以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの ロ ゲージ圧力 0.3MPa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が 0.0003m ³ 以下のもの ハ 伝熱面積が 2m ² 以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05MPa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上の U 形立管を蒸気部に取り付けたもの ニ ゲージ圧力 0.1MPa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が 4m ² 以下のもの

6 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

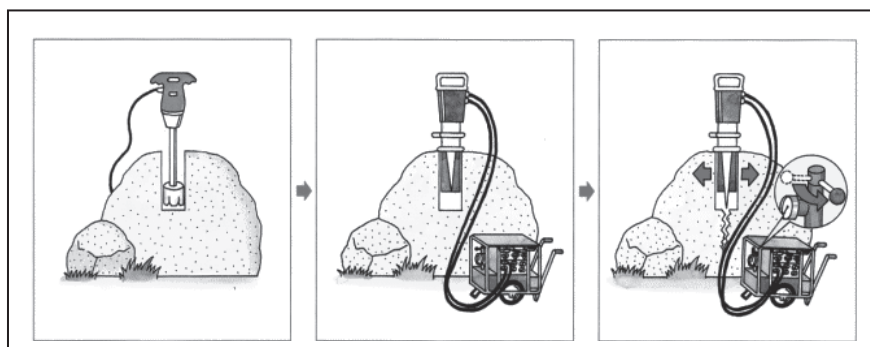
医療、非破壊検査の現場等では、エックス線、ガンマ線を利用した検査等が行われており、放射線業務の作業については、管理区域ごとに、エックス線作業主任者あるいはガンマ線透過写真撮影作業主任者選任しなければならない（電離則第 46 条、第 47 条、第 52 条の 2、第 52 条の 3）。

なお、放射線の管理に関する法律には、放射性物質に関しては放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律が、ウラン、トリウム、プルトニウムや原子炉に関しては、核燃料、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律が、医療現場では医療法や薬事法の適用があるが、労働者に関しては電離則が全面的に適用されるものである。



7 発破技士

発破作業は、爆薬を 装填する発破孔の穿孔、爆薬の装填、 込物による発破孔の閉塞、点火などの一連の工程から成る。発破孔の穿孔は、たがねとハンマーによる手掘りと、削岩機、オーガーなどによる機械掘りとがある。



(kamishimagumi.co.jp より引用)

8 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

揚貨装置とは、船舶に取り付けられたデリックやクレーンの設備のこと。陸から船へあるいは船から陸へ積載貨物を積み替える港湾荷役作業に用いられる機械である。

9 ボイラー、第一種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）

ボイラーについては、「5 特級、1級、2級ボイラー技士」の項参照。

(1) 第一種圧力容器の定義（令第1条第5号）

次のイ～ニに掲げる容器（①ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04m³以下のもの。②胴の内径が 200mm 以下で、その長さが 1000mm 以下のもの。③最高のゲージ圧力 (MPa) と内容積 (m³) との積が 0.004 以下のものを除く)。

イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）

ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によつて蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの

ニ 上記容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器

(2) 小型圧力容器の定義（令第1条第6号）

第一種圧力容器のうち、次に掲げる容器をいう。

イ ゲージ圧力 0.1MPa 以下で使用する容器で、内容積が 0.2m³以下のもの又は胴の内径が 500mm 以下で、かつ、その長さが 1000mm 以下のもの

ロ その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が 0.02 以下の容器

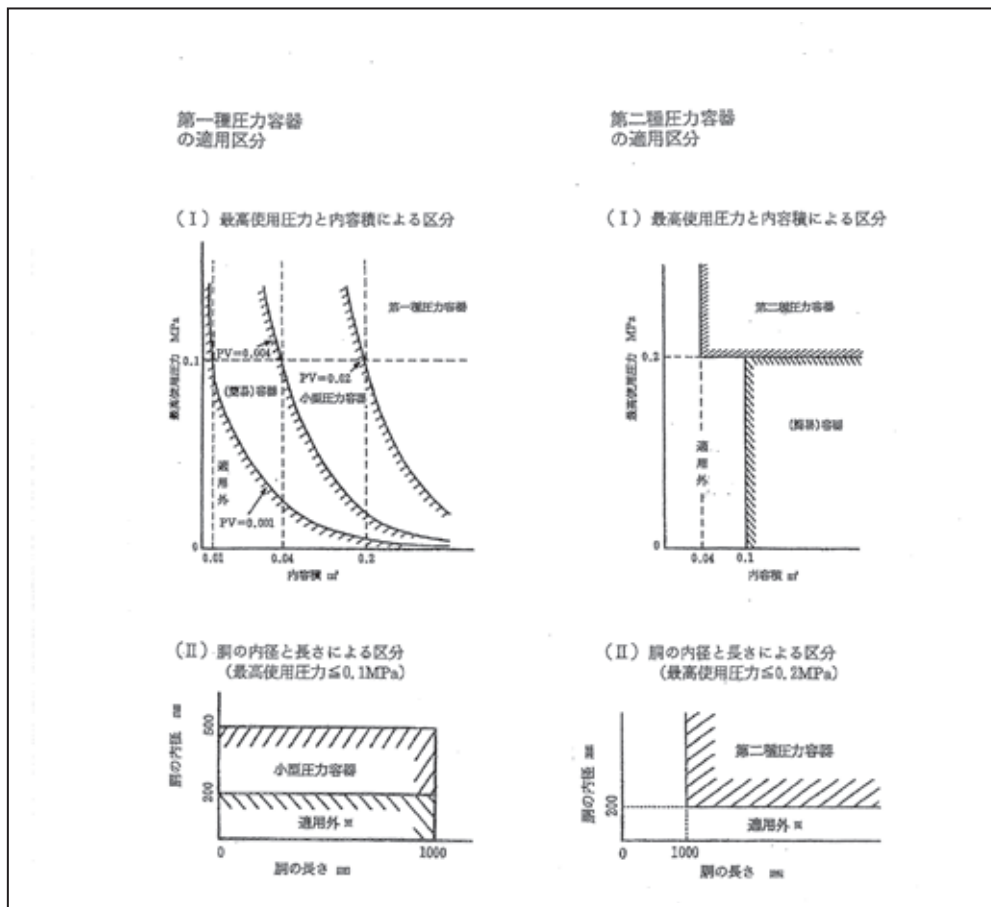
(3) 第二種圧力容器の定義（令第1条第7号）

ゲージ圧力 0.2MPa 以上の気体をその内部に保有する容器（第一種圧力容器を除く。）のうち、次に掲げる容器をいう。

イ 内容積が 0.04m³以上の容器

ロ 胴の内径が 200mm 以上で、かつ、その長さが 1000mm 以上の容器

以上を整理すると次図のとおり。

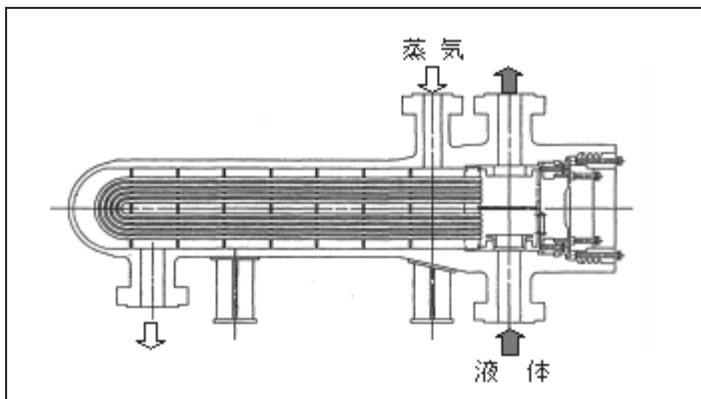


(4) 用語の解説

第一種圧力容器とは、容器の内部において煮沸、加熱、反応等の操作が行われるものをいう。一方、第二種圧力容器は、内部に圧縮気体を保有する容器をいう。

ア 内部に液体、固体等を保有する圧力容器

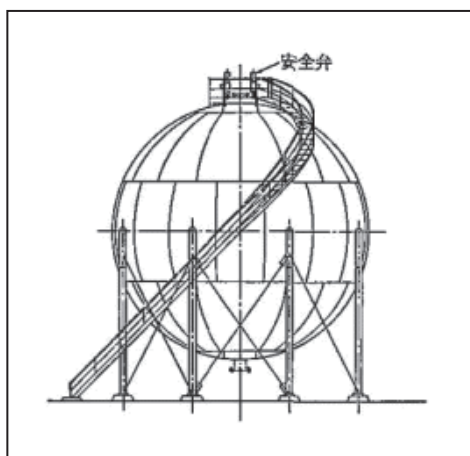
熱交換器（蒸気で水や油などを加熱するもの）、蒸煮器（製紙用、醸造用、食品用などの原料を加熱処理するもの）、消毒器（医療器具、食器類などを消毒するもの）などがある。



熱交換器

イ 内部に圧縮気体を保有する容器

ガスホルダ、給食用の二重釜などがある。



ガスホルダ

10 ボイラー、第一種圧力容器の整備の業務

整備の内容としては、ボイラー、第一種圧力容器の本体や、装置、附属設備の点検、整備、保守などがある。

（「5 特級、1級、2級ボイラー技士」、「9 ボイラー、第一種圧力容器の溶接の業務（特別、普通）」参照。）

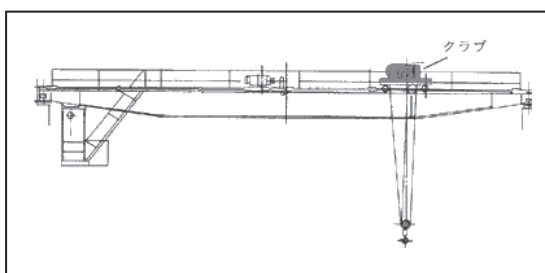
11 つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務（図：日本クレーン協会 HP より引用）。

(1) クレーンの分類

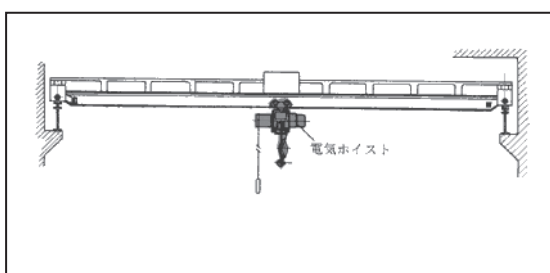
クレーンは、構造、形状および用途によって、一般に次のように分類される。

ア 天井クレーン

建屋の両側の壁に沿って設けられたランウェイ上を走行するクレーン。建屋の天井をクレーンが走るようになるのでこの名がある。



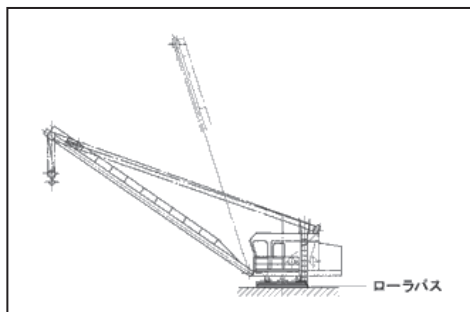
クラブトロリ式天井クレーン



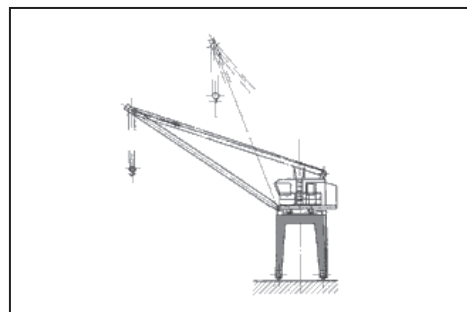
ホイスト式天井クレーン

イ ジブクレーン

ジブを有するクレーン。天井クレーンに次いで多く用いられている。



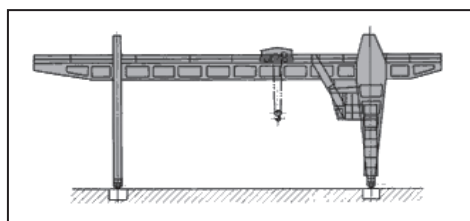
低床ジブクレーン



高脚（門型）ジブクレーン

ウ 橋型クレーン

天井クレーンのクレーンガーダの両端に脚を設け、地上または床上に設けた走行レール上を走行させるようにしたクレーン。



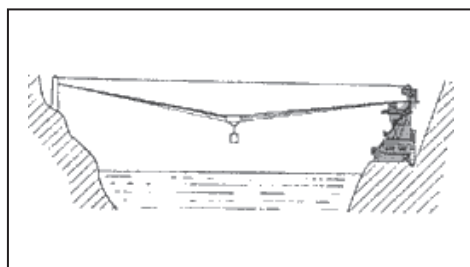
クラブトロリ式橋形クレーン

エ アンローダ

船からばら物を陸揚げする専門のクレーン。ばら物を受け入れるためのホッパとコンベヤが組み込まれている。

オ ケーブルクレーン

二つの塔間に張り渡したメインロープ上をトロリが横行する形式のクレーン。



片側走行ケーブルクレーン

カ テルハ

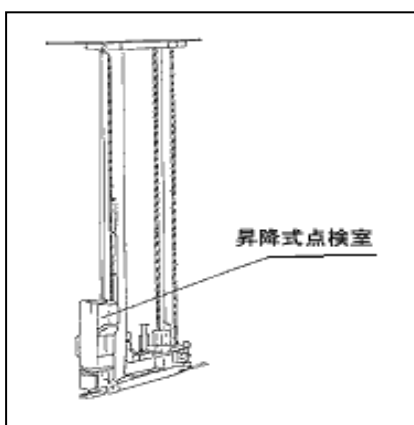
荷の上げ下げとレールに沿った移動のみを行うクレーン。工場建屋・倉庫等の天井に取り付けられたI形鋼の下フランジに、電気ホイスト、電動チェーンブロックをつり下げた簡単な構造のものが多。



なお、跨線テルハについてはクレーン運転士免許資格は要求されないが、跨線テルハとは、鉄道において、手荷物を積んだ台車などをつり上げ、線路をこえて運搬するために使用されるものをいう。

キ スタッカ式クレーン

直立したガイドフレームに沿って上下するフォーク等を持つもの。倉庫等の棚に対する荷の出し入れに用いられる。



荷昇降式床上型スタッカークレーン

12 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務

移動式クレーンはその走行方式によって、トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーンに分類される。

なお、ここでいうクレーン運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

ア トラッククレーン



(55truck.com より引用)

イ クローラクレーン



(mckk.co.jp より引用)

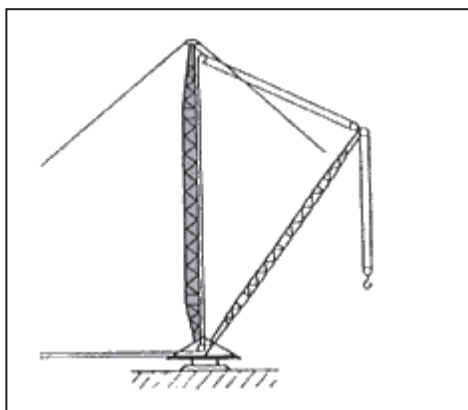
ウ 浮きクレーン



(INEWS より引用)

1.3 つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転の業務

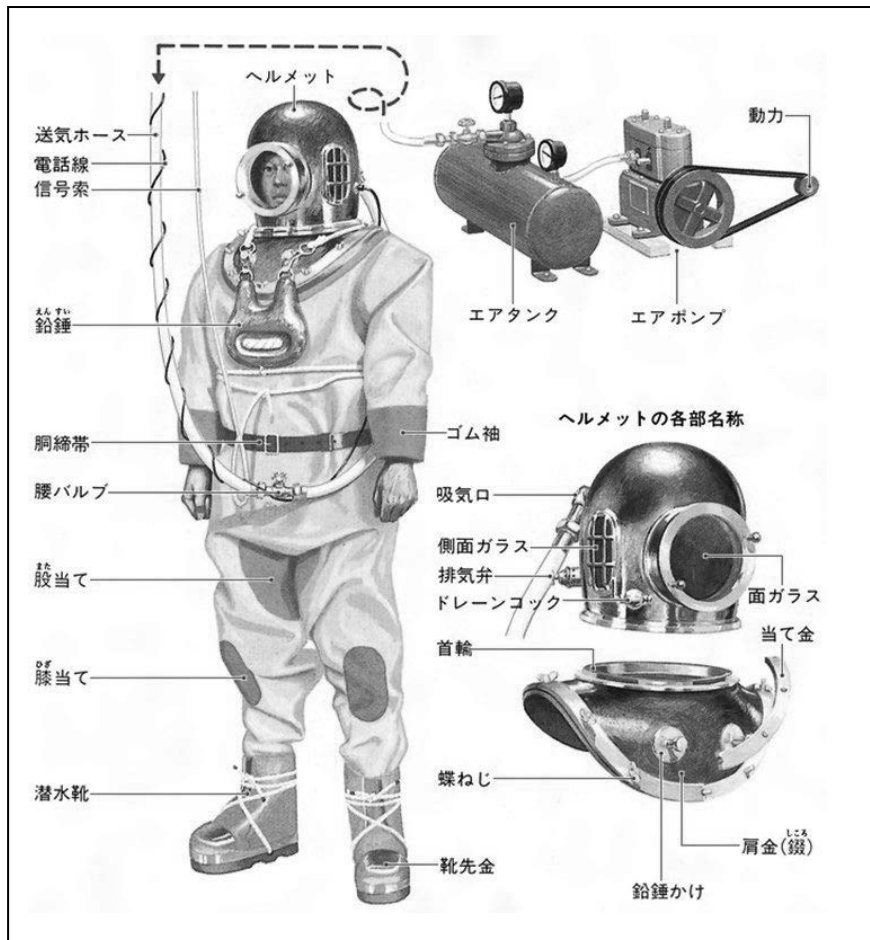
デリックとは、動力を用いて荷をつり上げを目的とする機械装置であって、マスト又はブームを有し、原動機を別置し、ワイヤロープにより操作させるものである。



ガイドリック

1.4 潜水士業務

潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいう。



(divingfan.net より引用)

参考3 免許試験の受験資格、試験科目等

（注）1～5の免許は安衛則別表第5より、6の免許は高圧則、7の免許はボイラー則、8の免許は電離則、9の免許はクレーン則に基づき整理した。

1 第一種衛生管理者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 三 船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者	学科試験 イ 労働衛生 ロ 労働生理 ハ 関係法令	一 受験資格の欄第三号に掲げる者 二 第二種衛生管理者免許を受けた者	労働生理

1の2 第二種衛生管理者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目

<p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>三 船員法第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付を受けた者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>学科試験</p> <p>イ 労働衛生</p> <p>ロ 労働生理</p> <p>ハ 関係法令</p>	<p>受験資格の欄第三号に掲げる者</p>	<p>労働生理</p>
---	---	-----------------------	-------------

2 ガス溶接作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	<p>学科試験</p> <p>イ アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>ロ アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する知識</p>	<p>一 別表第四ガス溶接作業主任者免許の項第一号ロからへまでに掲げる者（へに掲げる者にあつては、一級の技能検定に合格した者に限る。）</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>一 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置に関する知識</p> <p>二 アセチレンその他の可燃性ガス、カーバイド及び酸素に関する</p>

	ハ ガス溶接等の作業に関する知識 ニ 関係法令		知識
--	----------------------------	--	----

3 林業架線作業主任者免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	学科試験 イ 機械集材装置及び運材索道に関する知識 ロ 林業架線作業に関する知識 ハ 林業架線作業に必要な力学に関する知識 ニ 関係法令	一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において力学に関する講座又は学科を修めて卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（当該講座又は学科を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該講座若しくは学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。） 二 その他厚生労働大臣が定める者	林業架線作業に必要な力学に関する知識

4 発破技士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	学科試験 イ 火薬類の知識 ロ 火薬類の取扱い ハ 発破の方法		

5 揚貨装置運転士免許試験

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	一 学科試験 イ揚貨装置に関する知識 ロ原動機及び電気に関する知識 ハ揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識 ニ 関係法令 二 実技試験 イ揚貨装置の運転 ロ揚貨装置の運転のための合図	クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者	一 学科試験のうち、次の科目 イ 原動機及び電気に関する知識 ロ 揚貨装置の運転のために必要な力学に関する知識 二 実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
	揚貨装置運転実技講習を修了した者で、修了した日から起算して一年を経過しないもの		実技試験の科目の全部
	床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者		実技試験のうち、揚貨装置の運転のための合図
	一 当該免許試験を行う都道府県労働局長が行った前回の揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 当該免許試験を行う指定試験機関が行った揚貨装置運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの		学科試験の科目の全部

6 高圧室内作業主任者・潜水士免許試験（高圧則第47条～第54条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
	①高圧室内作業主任者 圧気工法 送気及び排気 高気圧障害 関係法令		
	②潜水士 潜水業務 送気、潜降及び浮上 高気圧障害 関係法令		

7 特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士（ボイラー則第97条～第118条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
①特級ボイラー技士 イ 一級ボイラー技士免許を受けた者 ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校においてボイラーに関する講座又は学科目を修めて卒業した者で、その後二年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 燃料及び燃焼に関する知識 四 関係法令	試験科目の一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験が行われた月の翌月の初めから起算して二年以内に実施される試験を受ける者に限る。）	当該合格点を得た科目
②一級ボイラー技士 イ 二級ボイラー技士免許を受けた者	一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに		

<p>ロ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校においてボイラーに関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上ボイラーの取扱いについて実地修習を経たもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</p>	<p>関する知識</p> <p>三 燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
<p>③二級ボイラー技士</p>	<p>一 ボイラーの構造に関する知識</p> <p>二 ボイラーの取扱いに関する知識</p> <p>三 燃料及び燃焼に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		
<p>④特別ボイラー溶接士</p> <p>普通ボイラー溶接士免許を受けた後、一年以上ボイラー又は第一種圧力容器の溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験</p> <p>一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>三 溶接施行方法の概要に関する知識</p> <p>四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>五 溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>六 溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>七 溶接作業の安全に関</p>		

	<p>する知識</p> <p>八 関係法令</p> <p>実技試験</p> <p>突合せ溶接</p>		
<p>⑤普通ボイラー溶接士</p> <p>一年以上溶接作業の経験がある者</p>	<p>学科試験</p> <p>一 ボイラーの構造及びボイラー用材料に関する知識</p> <p>二 ボイラーの工作及び修繕方法に関する知識</p> <p>三 溶接施行方法の概要に関する知識</p> <p>四 溶接棒及び溶接部の性質の概要に関する知識</p> <p>五 溶接部の検査方法の概要に関する知識</p> <p>六 溶接機器の取扱方法に関する知識</p> <p>七 溶接作業の安全に関する知識</p> <p>八 関係法令</p> <p>実技試験</p> <p>突合せ溶接</p>		
<p>⑥ボイラー整備士</p> <p>一 令第二十条第五号の業務の補助の業務に六月以上従事した経験を有する者</p> <p>二 ボイラー（令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーのうち小型ボイラーを除いたものをいう。）の整備の業務又は第一種圧力容器（令第六条第十七号イ又</p>	<p>一 ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識</p> <p>二 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に関する知識</p> <p>三 ボイラー及び第一種圧力容器の整備の作業に使用する器材、薬品等に関する知識</p> <p>四 関係法令</p>		

は口に掲げる第一種 圧力容器のうち小型 圧力容器を除いたも のをいう。)の整備の 業務に六月以上従事 した経験を有する者 三 第九十七条第三 号口に掲げる者			
---	--	--	--

8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者（電離則第 46 条～第 52 条の 4）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目
①エックス線作業主任者	一 エックス線の管理に関する知識 二 エックス線の測定に関する知識 三 エックス線の生体に与える影響に関する知識 四 関係法令	一 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	二 エックス線の測定に関する知識 三 エックス線の生体に与える影響に関する知識
		二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	三 エックス線の生体に与える影響に関する知識
②ガンマ線透過写真撮影作業主任者	一 ガンマ線による透過写真の撮影の作業に関する知識 二 ガンマ線照射装置に関する知識 三 ガンマ線の生体に与える影響に関する知識 四 関係法令	エックス線作業主任者免許試験に合格した者	三 ガンマ線の生体に与える影響に関する知識

9 クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士（クレーン則第 223 条～第 234 条）

受験資格	試験科目	試験科目の免除を受けることができる者	免除する試験科目

①クレーン・デリック 運転士	<p><学科試験></p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p><実技試験></p> <p>一 クレーンの運転</p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>	<p>一 クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン（床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。）の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>	<p><実技試験>の全部</p>
		<p>一 都道府県労働局長が行った前回のクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者</p> <p>二 指定試験機関が行ったクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの</p>	<p><学科試験>の全部</p>
		<p>一 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する</p>	<p><実技試験></p> <p>一 クレーンの運転（床上運転式クレーンを用いて行うものに限る。）</p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>

		者	
		床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者	<p><学科試験></p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p><実技試験></p> <p>二 クレーンの運転のための合図</p>
		クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者	<p><学科試験></p> <p>一 クレーン及びデリックに関する知識（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令（クレーンに係る部分に限る。）</p> <p><実技試験>の全部</p>
		移動式クレーン運転士免	<学科試験>

		許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	三 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 <実技試験> 二 クレーンの運転のための合図
		床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者	<実技試験> 二 クレーンの運転のための合図
②移動式クレーン運転士	<学科試験> 一 移動式クレーンに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 <実技試験> 一 移動式クレーンの運転 二 移動式クレーンの運転のための合図	一 移動式クレーン運転実技講習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二 鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上の移動式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	<実技試験>の全部
		一 都道府県労働局長が行った前回の移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者 二 指定試験機関が行った移動式クレーン運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないもの	<学科試験>の全部
		クレーン・デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者	<学科試験> 二 原動機及び電気に関する知識

			<p>三 移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p><実技試験></p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>
		<p>床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習又は玉掛け技能講習を修了した者</p>	<p><実技試験></p> <p>二 移動式クレーンの運転のための合図</p>

参考4 技能講習に関連する用語等

1 木材加工用機械作業主任者

木材加工用機械による災害は、鋸刃など切削工具に手、指等が接触するもの、加工中の材又は木片が反発又は逆走して身体に飛来・激突するものが主なものである。

この災害を防止するためには、歯の接触予防装置、反発予防装置などの安全装置の適正な取り付けが必要である。

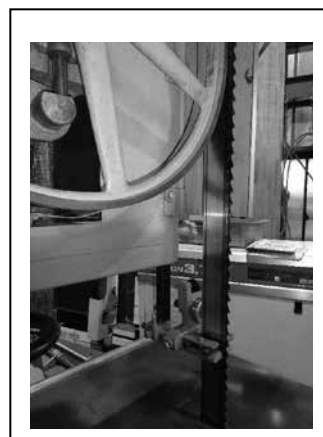
木材加工用機械（携帯用を除く丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーター）を5台以上（自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合は3台以上）有する事業場において木材加工機械による作業を行う場合、木材加工用機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第129条、第130条）。

ア 丸のこ盤



(mokkou-kikai.com より引用)

イ 帯のこ盤、自動送材車式帯のこ盤



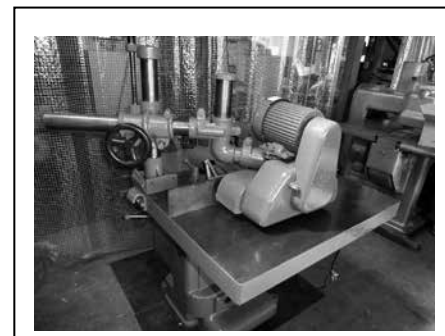
(yasui-k.com より引用)

ウ かんな盤



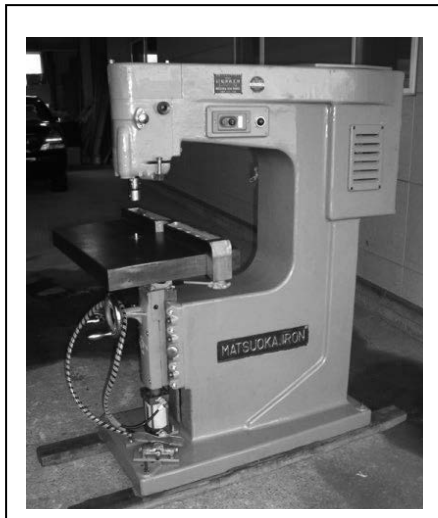
(yasui-k.com より引用)

エ 面取り盤



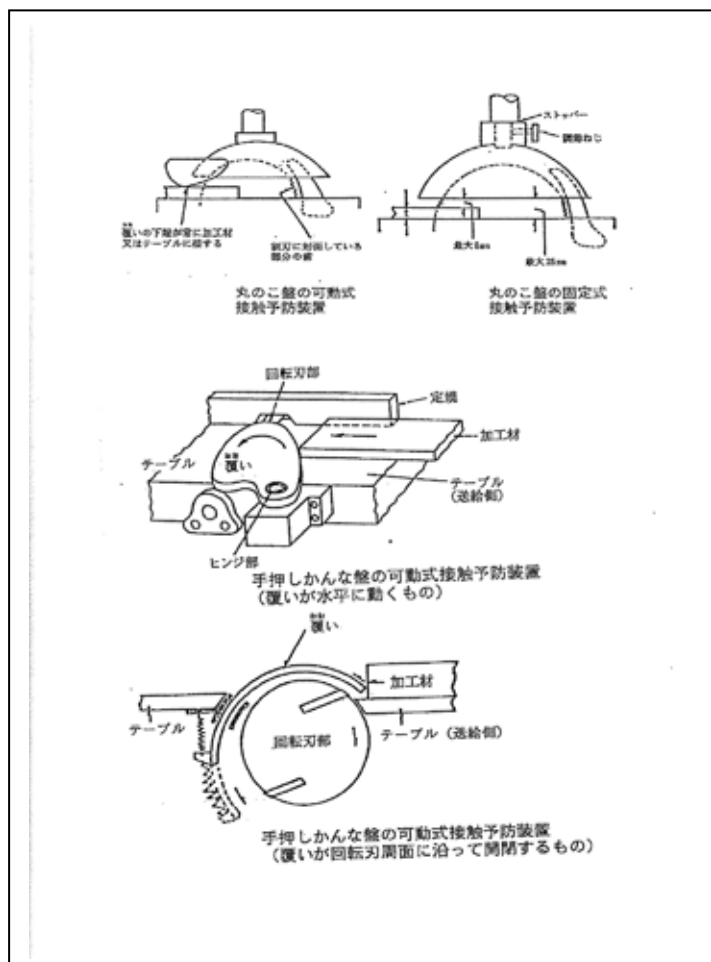
(yasui-k.com より引用)

オ ルーター



(tamaku.jp より引用)

<木工機械の安全装置>



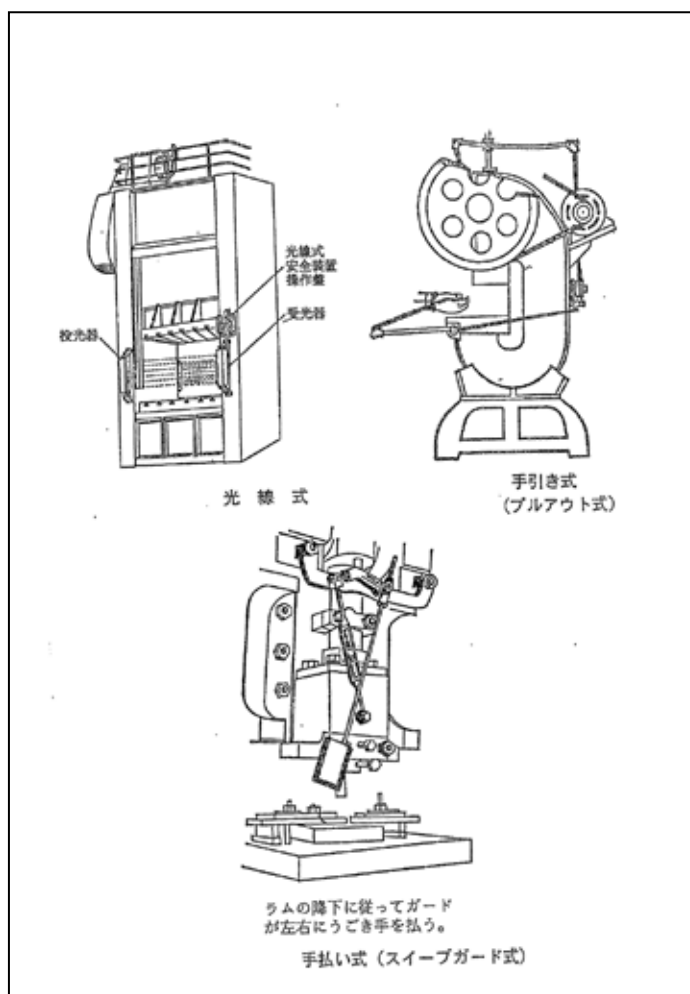
2 プレス機械作業主任者

プレス機械による災害の大部分は、スライドの下降中、金型間に手指を入れ、その金型により手指を負傷するものであり、そのほとんどは後遺障害となる。

プレス機械を5台以上有する事業場において行うプレス機械による作業については、プレス機械作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第133条、第134条）。

プレス機械の安全装置には、ガード式、両手操作式（レバー式、押しボタン式等）、光線式、手引き式、手払い式及びこれらの組み合わせ型等その種類は多い。

<プレス機械の安全装置>



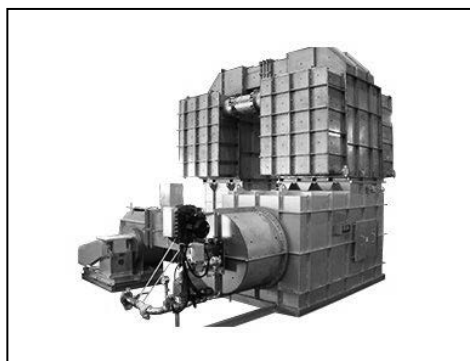
3 乾燥設備作業主任者

乾燥設備とは、熱源を用いて加熱乾燥する次の乾燥室及び乾燥器をいう。

- (1) 則別表第1に掲げる危険物等に係る設備で、内容積が1m³以上のもの
- (2) (1)の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（固体燃料の場合毎時10kg以上、液体燃料の場合毎時10L以上、気体燃料の場合毎時1m³以上であるもの）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10Kw以上のもの）

乾燥設備による物の過熱の作業については、乾燥設備作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第297条、第298条）

ア 乾燥設備



(nekken-sangyo.co.jp より引用)

4 コンクリート破砕器作業主任者

コンクリート破砕器は、建築物の基礎の撤去や宅地造成などで使用するために開発された火薬を用いた火工品であり、爆薬による発破と比較した場合に騒音、振動、飛石などが少なく安全性は高い。

コンクリート破砕機を用いて行う破砕の作業については、コンクリート破砕器作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 321 条の 3、第 321 条の 4）

ア コンクリート破砕器



5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者

(1) 地山の掘削作業

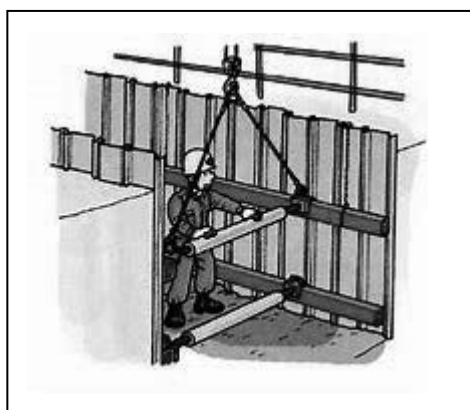
地山の掘削（明り掘削）及びこれに伴う土石の運搬等の作業においては、土工、法工、基礎工、土止め等の作業が大部分を占める。

土木工事においては、必ず明かり掘削作業が行われ、また、建築工事においても、基礎工事、根切工事等は明り掘削の作業を多く含んでいる。

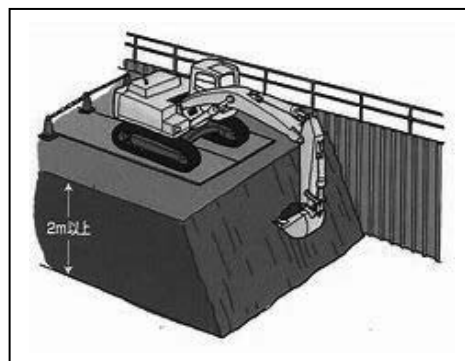
地山の崩壊または落下の防止のためには、基準に合致した掘削面の勾配及び高さで行わせること、手掘りによる作業ではすかし掘りを行わせないこと、上下水管やケーブルを敷設するため地面下へ掘り下げる場合には、擁壁の崩壊を防止するため措置を講じること等が重要である。

掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削の作業については、地山の掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 359 条、第 360 条）。

ア 地山の掘削



(kensaibou-yamagata.jp より引用)



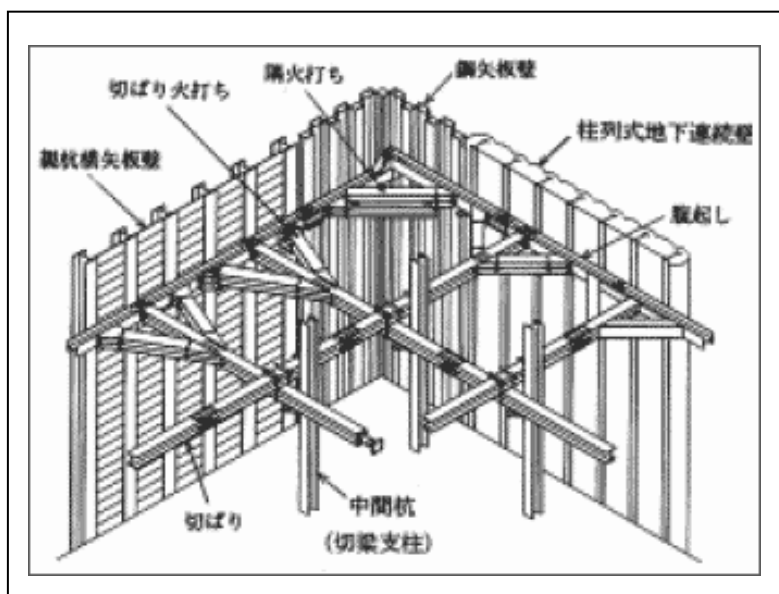
(kensaibou-hokkaido.jp より引用)

(2) 土止め支保工作業

土止め支保工とは、土砂または岩石の崩壊または落下を防止するために設ける架設の構造物である。

土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業については、土止め支保工作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 374 条、第 375 条）。

ア 土止め支保工



6 ずい道等の掘削等作業主任者

ずい道は、用途別から、道路・鉄道等の交通用、かんがい・発電等の水路用、上下水道および電線路等の公益事業用トンネルなどに大別され、施工場所からは、山岳、都市、水底トンネルに、また、施工法からは、山岳工法、開削工法、シールド工法、沈理工法などに分類される。

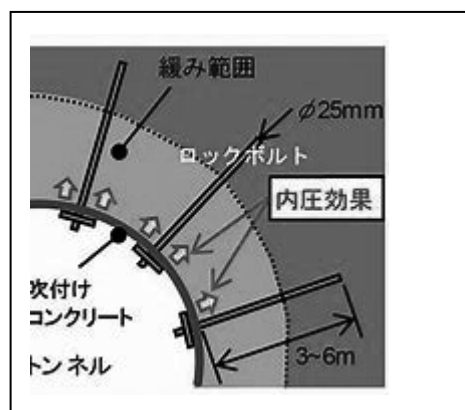
ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け、コンクリート等の吹付けの作業については、ずい道等の掘削等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 383 条の 2、第 383 条の 3）。

ア ずい道支保工



(sunrec.co.jp より引用)

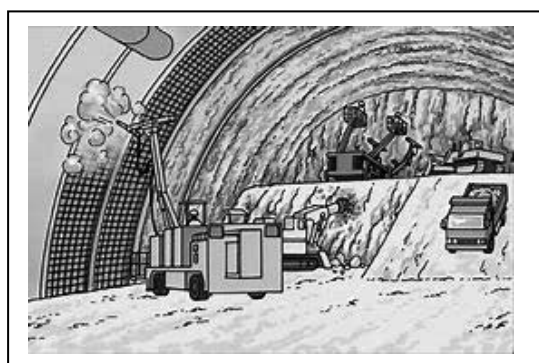
イ ロックボルト



(ITmedia より引用)

ウ コンクリート等の吹付けの作業

コンクリート等吹付作業においては、粉じん障害を防止するための対策を講じることが求められている（ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン参照）。



(kensaibou-hokkaido.jo より引用)



(chosei-bousai.com より引用)

7 ずい道等の覆工作業主任者

ずい道等の覆工作業とは、トンネル工事の工程の一つで、掘削した横穴を内側から補強する作業をいう。ずい道等の覆工作業主任者は、作業方法と労働者の配置の決定、作業の指揮、器具、工具、安全帯、保護帽の点検、安全帯や保護帽の使用状況の監視等を行う。同じトンネル工事に関連する資格として、ずい道等の掘削等作業主任者があるが、こちらはずい道の掘削の指導、岩盤や肌落ち防止の指導などを行う。

ずい道等の覆工（ずい道型枠支保工の組立て→コンクリートの打設→支保工の解体→移動）の作業については、ずい道等の覆工等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第383条の4、第383条の5）。

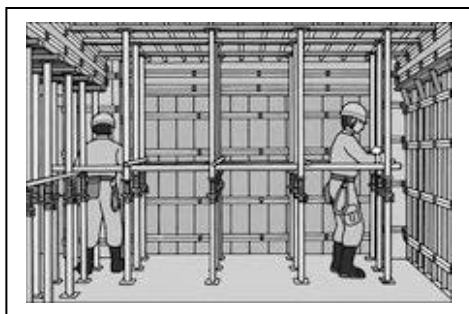
（ずい道型枠支保工は「6 ずい道等の掘削等作業主任者」項参照。）

8 型枠支保工の組立て等作業主任者

型枠支保工とは、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設

の設備をいい、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される。コンクリートの型崩れを防止するため、型枠支保工には強度が求められるため、荷重を計算して適切な部材を選ばなければならない。

型枠支保工の組立て又は解体の作業については、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 246 条、第 247 条）。

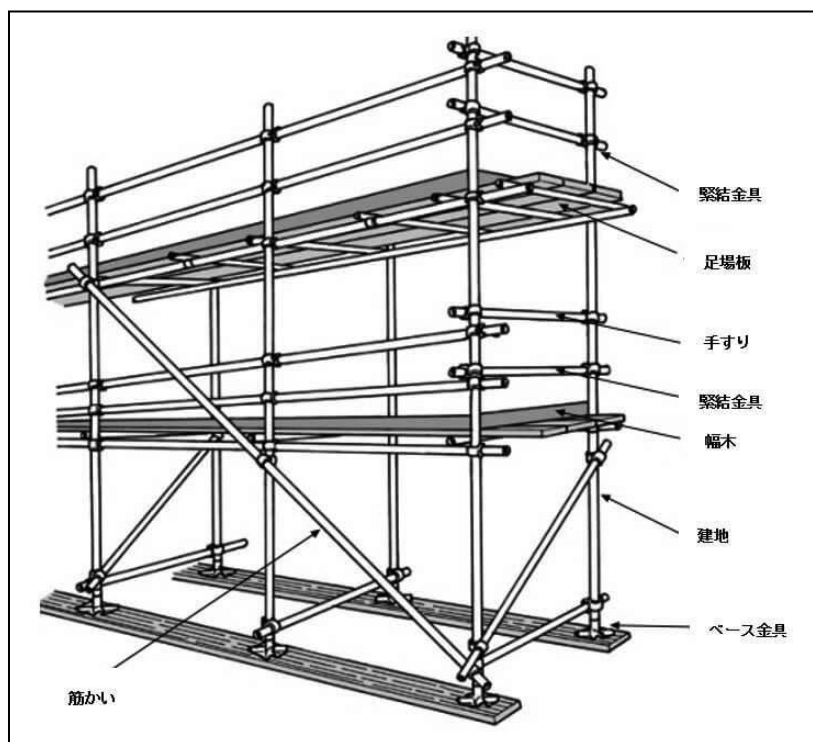


(ameblo.jp より引用)

9 足場の組立て等作業主任者

つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、足場の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第 560 条、第 561 条）。

ア 足場



(tokubetu.or.jp より引用)

イ つり足場



(bikemen.livedoor.biz より引用)

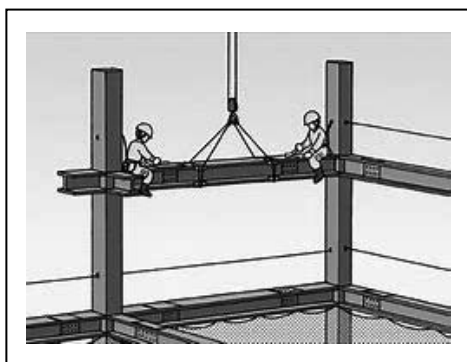
ウ 張出し足場



(lealuck.co.jp より引用)

1 0 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者

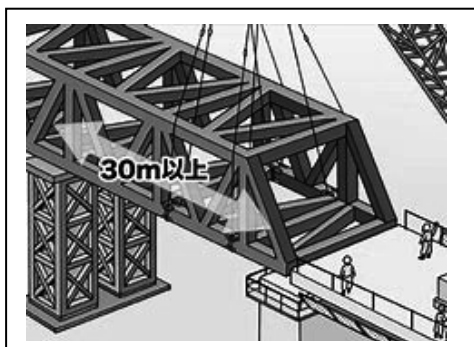
建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるもの）の組立て、解体又は変更の作業については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の4、第517条の5）。



(maxjpgazo.blogspot.com より引用)

1 1 鋼橋架設等作業主任者

橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上であるもの）の架設、解体又は変更の作業については、鋼橋仮設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の8、第517条の9）。



(kensaihou-hokkaido.jp より引用)

1.2 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者

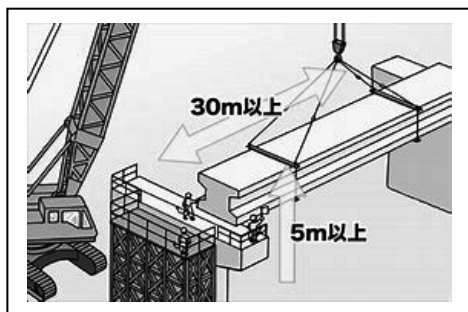
コンクリート造の工作物（その高さが5メートル以上であるもの）の解体又は破壊の作業については、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の17、第517条の18）。



(kenchikukensetsu.biz より引用)

1.3 コンクリート橋架設等作業主任者

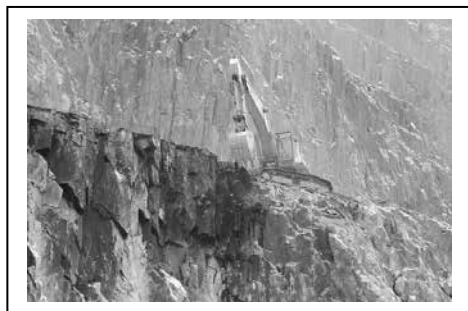
橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの（その高さが5メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上であるもの）の架設又は変更の作業については、コンクリート橋架設等作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第517条の22、第517条の23）。



(kensaibou-hokkaido.jp より引用)

1.4 採石のための掘削作業主任者

掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業については、採石のための掘削作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第403条、第404条）。



(shinko-industry.co.jp より引用)

1 5 はい作業主任者

はい作業とは、粉状の物や粒状の物以外の物、例えば、袋物、林業で伐採した原木、製造業で製造した製品等の荷を、「はい付け」（積み上げ）、「はい崩し」（積み下ろし）、「はい替え」（積み替え）する作業のことをいう。

高さが2m以上のはいはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。）については、はい作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第428条、第429条）。

<はい積みの例>



(cot.jpncat.com より引用)

(youtube.com より引用)

1 6 船内荷役作業主任者

船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業については、船内荷役作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければならない（安衛則第450条、第451条）。



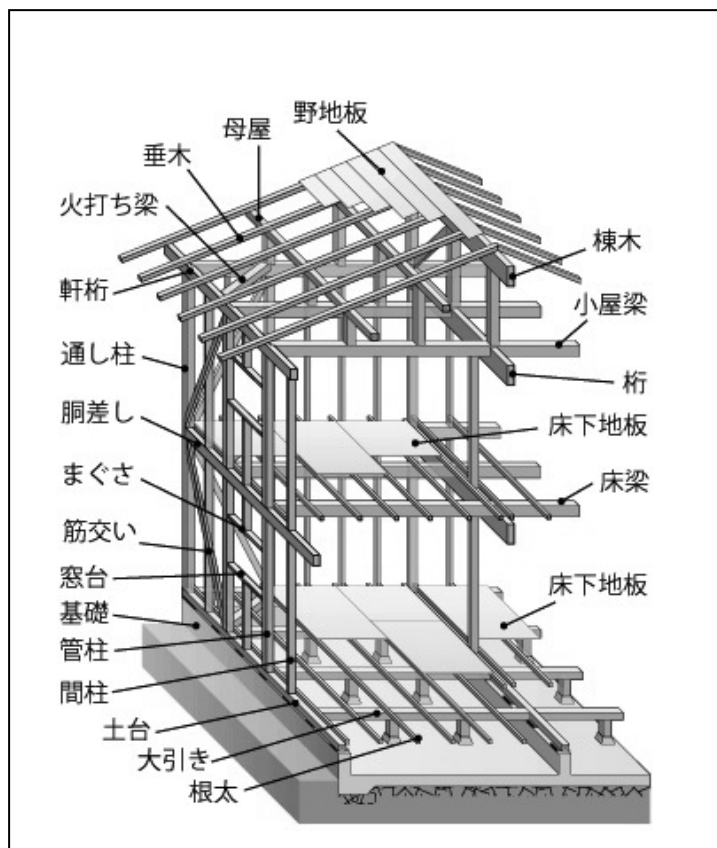
(izumikairiku.com より引用)

1 7 木造建築物の組立て等作業主任者

軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業については、造建築物の組立て等の作業主任者を選任し、法定の事項を行わせなければ

ならない（安衛則第 517 条の 12、第 517 条の 13）。

ア 木造建築物の構造部材



(blogspot.com より引用)

1 8 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（ボイラー則第 62 条前段、第 63 条）。

- 一 最高使用圧力を超えて圧力を上昇させないこと。
- 二 安全弁の機能の保持に努めること。
- 三 第一種圧力容器を初めて使用するとき、又はその使用方法若しくは取り扱う内容物の種類を変えるときは、労働者にあらかじめ当該作業の方法を周知させるとともに、当該作業を直接指揮すること。
- 四 第一種圧力容器及びその配管に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 五 第一種圧力容器の内部における温度、圧力等の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
- 六 第一種圧力容器に係る設備の運転状態について必要な事項を記録するとともに、交替時には、確実にその引継ぎを行うこと。

1 9 普通第一種圧力容器取扱作業主任者

化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業以外の作業については、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士若しくは二級ボイラー技士又は化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習若しくは普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任しなければならない。

（実施すべき事項：「18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者」に同じ）

20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者

特定化学物質の製造、取扱作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（特別有機溶剤業務に係る作業にあつて有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（特化則第27条、第28条）。

- 一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

21 鉛作業主任者

鉛業務の作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、次の事項を行なわせなければならない（鉛則第33条、第34条）。

- 一 鉛業務に従事する労働者の身体ができるだけ鉛等又は焼結鉛等により汚染されないように労働者を指揮すること。
- 二 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によつて著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させること。
- 三 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒及び除じん装置を毎週一回以上点検すること。
- 四 労働衛生保護具等の使用状況を監視すること。
- 五 令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第四十二条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

22 有機溶剤作業主任者

有機溶剤の作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（有機則第19条第2項、第20条）。

- 一 作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

- 三 保護具の使用状況を監視すること。
- 四 タンクの内部において有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

2.3 石綿作業主任者

石綿を取り扱う作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（石綿則第 19 条、第 20 条）。

- 一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- 三 保護具の使用状況を監視すること。

2.4 酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

酸素欠乏危険作業については、第一種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏危険作業主任者技能講習又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、第二種酸素欠乏危険作業にあつては酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない（酸欠則第 11 条）。

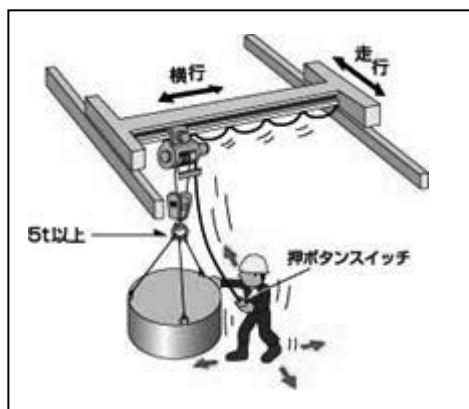
- 一 作業に従事する労働者が酸素欠乏の空気を吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 二 その日の作業を開始する前、作業に従事するすべての労働者が作業を行う場所を離れた後再び作業を開始する前及び労働者の身体、換気装置等に異常があつたときに、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を測定すること。
- 三 測定器具、換気装置、空気呼吸器等その他労働者が酸素欠乏症にかかることを防止するための器具又は設備を点検すること。
- 四 空気呼吸器等の使用状況を監視すること。

2.5 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

参考 2「8 エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者」参照。

2.6 床上操作式クレーン運転

床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる（クレーン則第 22 条後段）。



(osakatokusyu.co.jp より引用)

27 小型移動式クレーン運転

つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる（クレーン則第68条後段）。

28 ガス溶接

参考2「3 ガス溶接作業主任者」参照。

29 最大荷重が1トン以上のフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダーの運転の業務

最大荷重とは、フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。

フォークリフトはリフトする機能に特化しており、荷物の上げ下げに適している。フォークローダーは積込の際にすくい上げることが可能で、リフト後に角度を持たせることにより、より安定して荷物を運搬することが可能（フォークリフトも角度をつけることが可能だが、ローダーと比べて浅い）。

なお、ここでいうフォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー運転の業務は、工場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。

ア フォークリフト



イ フォークローダー



(ushikusanki.com より引用)

30 車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用）運転

建設機械のうち、令別表第7に掲げる整地・運搬・積み込み用機械、掘削用機械、基礎工所用機械、解体用機械の運転の業務を言う。

なお、ここでいう建設機械運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる

(1) 整地・運搬・積み込み用機械

整地・運搬・積み込み用機械として令別表第7第1号は、ブルドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレープ・ドーザーを示している。

ア ブル・ドーザー

前方に排土板を装備し、土砂、岩石などの掘削、押土、敷きならしを行う。



(コマツカスタマーズサポート(株)HPより引用)

イ モーター・グレーダー

工事現場での整地、道路工事における路床・路盤の整地作業、除雪作業、路面や広場など精度の高い整形や仕上げ、法面の切り取りおよび仕上げ、L形溝の掘削および整形などを行う。



(unitennet.co.jpより引用)

ウ トラクター・ショベル、ずり積機

トラクター・ショベルには、クローラ式（キャタピラ）とホイール式（タイヤ）があり、積み込み作業のほか、整地、溝掘り、材料運搬などにも利用される。

ずり積機はトンネルの切羽や碎石現場からのずりの搬出に当たっては、ずり積機を使用してずりの集積と搬出車両への積み込みを行う。



(plus.amanaimages.com より引用)



(yahoo.co.jp より引用)

エ スクレーパー、スクレープ・ドーザー



(ninkinogazobbqt.blogspot.com より引用)

(2) 掘削用機械

掘削用機械として令別表第7第2号は、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシェル、バケット掘削機、トレンチャーを示している。

ア パワー・ショベル、ドラグ・ショベル（バックホー）

土木作業現場等で掘削作業や掘った土をダンパーに載せる積込作業を行う。ショベル部分を付け替えることで解体現場などでの破碎作業など行うことができる。なお、パワー・ショベルとドラグ・ショベル（バックホー）の違いは、ショベルが進行方向側を向いているならパワー・ショベル、手前を向いているならドラグ・ショベル（バックホー）。



(archiExpo より引用)



(コマツカスタマーズサポート(株)HP より引用)

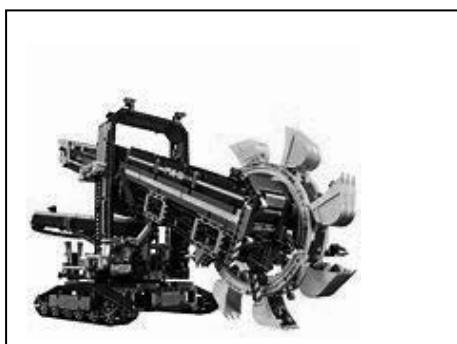
イ ドラグライン、クラムシェル

クラムシェルが地面を「掘る」のに対し、ドラグラインはバケットを前方に投下して手前にたぐり寄せる事で、土砂や砂利をかき取ることができる。



(heavyequipmentinfo.com より引用)

ウ バケット掘削機



(rakuten.co.jp より引用)

エ トレンチャー



(sites.google.com より引用)

3.1 機体重量が3トン以上の車両系建設機械（解体用）運転

(1) 解体用機械

ア ブレーカ



(n-ginou.com より引用)

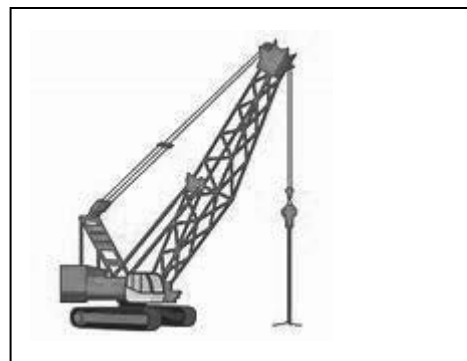
3.2 機体重量が3トン以上の車両系建設機械（基礎工事用）運転

(1) 基礎工事用機械

基礎工事用機械として令別表第7第3号は、くい打機、くい抜機、アースドリル、リバース・サーキュレーション・ドリル、せん孔機、アース・オーガー、ペーパードレーン・マシンを示している。

ア くい打機

イ くい抜機



(kobelco-kyosyu.com より引用)

ウ アースドリル

エ アース・オーガー



(n-sharyo.co.jp より引用)

(Alibaba.com より引用)

3.3 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転の業務

ここでいう不整地運搬車の運転の業務は、工事現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。（道路上を走行させる運転を除く。）



(kato-works.co.jp より引用)

3 4 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の業務

ここでいう高所作業車の運転の業務は、作業現場等で行う運転業務を指し、道路上を走行させる場合には、道路交通法に基づく免許が必要である。（道路上を走行させる運転を除く。）



(mikawa-kainos.jp より引用)

3 5 玉掛け技能講習

制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務については、玉掛け技能講習を終了した資格者でなければ行ってはならない。

玉掛けとは、工場や建設現場などで重い荷物をクレーンで持ち上げる際に、フックに荷物を掛けたり外したりする作業のことをいう。



(packa-falta.fun より引用)

3 6 ボイラー取扱技能講習

参考2「5 特級、1級、2級ボイラー技士」の(3)のカの項参照。

参考5 技能講習の受講資格、講習科目

(注) 安衛則・別表第6の他、ボイラー則、特化則、鉛則、有機則、石綿則、酸欠則、クレーン則に基づき整理した。

区分	受講資格	講習科目
木材加工用機械作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材加工用機械による作業に三年以上従事した経験を有する者 二 その他厚生労働大臣が定める者 	<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ロ 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ハ 作業の方法に関する知識 ニ 関係法令
プレス機械作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 プレス機械による作業に五年以上従事した経験を有する者 二 その他厚生労働大臣が定める者 	<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ロ 作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ハ 作業の方法に関する知識 ニ 関係法令
乾燥設備作業主任者技能講習	<ul style="list-style-type: none"> 一 乾燥設備の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの 三 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有するもの 四 その他厚生労働大臣が定める者 	<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 乾燥設備及びその附属設備の構造及び取扱いに関する知識 ロ 乾燥設備、その附属設備等の点検整備及び異常時の処置に関する知識 ハ 乾燥作業の管理に関する知識 ニ 関係法令

<p>コンクリート破砕器作業主任者技能講習</p>	<p>一 コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に二年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において応用化学、採鉱又は土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 発破技士免許を受けた者で、その後一年以上コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業又は発破の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>四 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 火薬類に関する知識</p> <p>ロ コンクリート破砕器の取扱いに関する知識</p> <p>ハ コンクリート破砕器を用いて行う破砕の方法に関する知識</p> <p>ニ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
<p>地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習</p>	<p>一 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>ずい道等の掘削等作業主任者技能講習</p>	<p>一 ずい道等の掘削の作業又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業に三年以上従事した経験を有する</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境の改善方法等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上ずい道等の掘削等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ニ 関係法令</p>
<p>ずい道等の覆工作業主任者技能講習</p>	<p>一 ずい道等の覆工の作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上ずい道等の覆工の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>足場の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p>

	<p>において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>ニ 関係法令</p>
<p>建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</p>	<p>一 建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（次号において「建築物等の鉄骨の組立て等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
<p>鋼橋架設等作業主任者技能講習</p>	<p>一 橋梁の上部構造であつて、金属製の部材により構成されるものの架設、解体又は変更の作業（次号において「鋼橋架設等の作業」という。）に関する作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上鋼橋架設等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の方法に関する知識</p> <p>ロ 工事用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>ハ 作業環境等に関する知識</p> <p>ニ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
<p>コンクリー</p>	<p>一 コンクリート造の工作物の解体</p>	<p><学科講習></p>

<p>ト造の工作物の解体等作業主任者技能講習</p>	<p>又は破壊の作業（次号において「工作物の解体等の作業」という。）に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p>イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>コンクリート橋架設等作業主任者技能講習</p>	<p>一 橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のものの架設又は変更の作業に関する作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上コンクリート橋架設等の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習> イ 作業の方法に関する知識 ロ 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>採石のための掘削作業主任者技能講習</p>	<p>一 岩石の掘削の作業に三年以上従事した経験を有する者 二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は採鉱に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上岩石の掘削の作業に従事した経験を有するもの 三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習> イ 岩石の種類、岩石の採取のための掘削の方法等に関する知識 ロ 設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 ハ 作業者に対する教育等に関する知識 ニ 関係法令</p>
<p>はい作業主任者技能講習</p>	<p>はい付け又ははい崩しの作業に三年以上従事した経験を有する者</p>	<p><学科講習> イ はい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の集団をいう。以下同じ。）に関する知識 ロ 人力によるはい付け又ははい崩しの作業</p>

		<p>に関する知識</p> <p>ハ 機械等によるはい付け又ははい崩しに必要な機械荷役に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
船内荷役作業主任者技能講習	<p>一 揚貨装置運転士免許、クレーン・デリック運転士免許又は移動式クレーン運転士免許を受けた者で、その後四年以上船内荷役作業に従事した経験を有するもの</p> <p>二 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 作業の指揮に必要な知識</p> <p>ロ 船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 玉掛け作業及び合図の方法に関する知識</p> <p>ニ 荷役の方法に関する知識</p> <p>ホ 関係法令</p>
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	<p>一 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後二年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有するもの</p> <p>三 その他厚生労働大臣が定める者</p>	<p><学科講習></p> <p>イ 木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</p> <p>ロ 工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>ハ 作業者に対する教育等に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p>
ガス溶接技能講習		<p><学科講習></p> <p>イ ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識</p> <p>ハ 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い</p>
フォークリフト運転技能講習		<p><学科講習></p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p>

		<p>ロ 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 荷役の操作</p>
シヨベルローダー等運転技能講習		<p><学科講習></p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な力学に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 荷役の操作</p>
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習		<p><学科講習></p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>イ 走行の操作</p> <p>ロ 作業のための装置の操作</p>
車両系建設機械（解体用）運転技能講習		<p><学科講習></p> <p>イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識</p> <p>ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識</p> <p>ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識</p> <p>ニ 関係法令</p> <p><実技講習></p>

		<ul style="list-style-type: none"> イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習		<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 ニ 関係法令 <p><実技講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作及び合図
不整地運搬車運転技能講習		<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 荷の運搬に関する知識 ハ 運転に必要な力学に関する知識 ニ 関係法令 <p><実技講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 走行の操作 ロ 荷の運搬
高所作業車運転技能講習		<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> イ 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 原動機に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 ニ 関係法令 <p><実技講習></p> <p>作業のための装置の操作</p>

区分	受講資格	講習科目
化学設備関係第一種圧	化学設備（配管を除く。）の取扱いの作業に五年以上従事した経験を有す	<p><学科講習></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一種圧力容器の構造に関する知識

力容器取扱 作業主任者 技能講習	る者 (ボイラー則第 122 条の 2)	二 第一種圧力容器の取扱いに関する知識 三 危険物及び化学反応に関する知識 四 関係法令 (ボイラー則第 123 条)
普通第一種 圧力容器取 扱作業主任 者技能講習		<学科講習> 一 第一種圧力容器（化学設備に係るものを 除く。）の構造に関する知識 二 第一種圧力容器（化学設備に係るものを 除く。）の取扱いに関する知識 三 関係法令 (ボイラー則第 123 条)
特定化学物 質及び四ア ルキル鉛等 作業主任者 技能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令 (特化則第 51 条)
鉛作業主任 者技能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令 (鉛則第 60 条)
有機溶剤作 業主任者技 能講習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識 四 関係法令 (有機則第 37 条)
石綿作業主 任者技能講 習		<学科講習> 一 健康障害及びその予防措置に関する知識 二 作業環境の改善方法に関する知識 三 保護具に関する知識

		<p>四 関係法令</p> <p>(石綿則第 48 条の 5)</p>
酸素欠乏危険作業主任者技能講習		<p><学科講習></p> <p>一 酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識</p> <p>二 酸素欠乏の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>三 保護具に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>一 救急そ生の方法</p> <p>二 酸素の濃度の測定方法</p> <p>(酸欠則第 26 条)</p>
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		<p><学科講習></p> <p>一 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識</p> <p>二 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識</p> <p>三 保護具に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>一 救急そ生の方法</p> <p>二 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法</p> <p>(酸欠則第 27 条)</p>
床上操作式クレーン運転技能講習		<p><学科講習></p> <p>一 床上操作式クレーンに関する知識</p> <p>二 原動機及び電気に関する知識</p> <p>三 床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識</p> <p>四 関係法令</p> <p><実技講習></p> <p>一 床上操作式クレーンの運転</p> <p>二 床上操作式クレーンの運転のための合図</p> <p>(クレーン則第 244 条)</p>
小型移動式		<p><学科講習></p>

<p>クレーン運 転技能講習</p>		<p>一 小型移動式クレーンに関する知識 二 原動機及び電気に関する知識 三 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 四 関係法令 <実技講習> 一 小型移動式クレーンの運転 二 小型移動式クレーンの運転のための合図 (クレーン則第 245 条)</p>
<p>玉掛け技能 講習</p>		<p><学科講習> 一 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識 二 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 三 クレーン等の玉掛けの方法 四 関係法令 <実技講習> 一 クレーン等の玉掛け 二 クレーン等の運転のための合図 (クレーン則第 246 条)</p>
<p>ボイラー取 扱技能講習</p>		<p><学科講習> 一 ボイラーの構造に関する知識 二 ボイラーの取扱いに関する知識 三 点火及び燃焼に関する知識 四 点検及び異常時の処置に関する知識 五 関係法令 (ボイラー則第 122 条)</p>

参考6

国家資格一覧（除く、労働安全衛生法72条に規定する免許）

試験の名称 (根拠法)	試験実施者 (根拠)	試験代行者 (根拠)	
内閣府関係	運転免許試験 道路交通法	住所地を管轄する公安委員会 同法第89条	
	技能検定員審査 道路交通法	公安委員会 同法第99条の2第4項	
	教習指導員審査 道路交通法	公安委員会 同法第99条の3第4項	
	警備業務検定 警備業法	公安委員会 同法第23条第1項	
	公認会計士試験 公認会計士法	公認会計士・監査審査会 同法第13条	
	貸金業務取扱主任者資格試験 貸金業法	内閣総理大臣 同法第24条の7	指定試験機関 同法第24条の8
総務省関係	無線従事者国家試験 電波法	総務大臣 同法第41条	指定試験機関 同法第46条
	電気通信主任技術者試験 電気通信事業法	総務大臣 同法第48条	指定試験機関 同法第74条
	工事担任者試験 電気通信事業法	総務大臣 同法第72条	指定試験機関 同法第74条
	行政書士試験 行政書士法	都道府県知事 同法第3条	指定試験機関 同法第4条
	危険物取扱者試験 消防法	都道府県知事 同法第13条の3	消防試験研究センター 同法第13条の5
	消防設備士試験 消防法	都道府県知事 同法第17条の8	総務大臣の指定する者 同法第17条の9
法務省関係	司法試験 司法試験法	司法試験委員会 同法第7条	
	司法書士試験 司法書士法	法務大臣 同法第6条	
	土地家屋調査士試験 土地家屋調査士法	法務大臣 同法第6条	
	財	税理士試験 税理士法	国税審議会 税理士法第12条

省 関 係	通関士試験 通関業法	税関長 同法第 27 条	
	文 科 省 関 係	技術士試験 技術士法	文部科学大臣 技術士法第 7 条
教員資格認定試験 教職員免許法		都道府県教育委員会 同法第 5 条	
厚 生 労 働 省 関 係	医師国家試験 医師法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	歯科医師国家試験 歯科医師法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	保健師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	助産師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	看護師国家試験 保健師助産師看護師法	厚生労働大臣 同法 18 条	
	准看護師試験 保健師助産師看護師法	都道府県知事 同法 18 条	
	診療放射線技師国家試験 診療放射線技師法	厚生労働大臣 同法第 18 条	
	臨床検査技師国家試験 臨床検査技師法	厚生労働大臣 同法第 12 条	
	理学療法士国家試験 理学療法士作業療法士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	作業療法士国家試験 理学療法士作業療法士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
	視能訓練士国家試験 視能訓練士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	
	臨床工学技士国家試験 臨床工学技士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 17 条
	義肢装具士国家試験 義肢装具士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 17 条
	歯科衛生士国家試験 歯科衛生士法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 12 条の 4
	歯科技工士国家試験	厚生労働大臣	指定試験機関

歯科技工士法	同法第 12 条	同法第 15 条の 3
救急救命士国家試験 救急救命士法	厚生労働大臣 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 37 条
あん摩マッサージ指圧師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法	厚生労働大臣 同法第 3 条 3	指定試験機関 同法第 3 条の 4
はり師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法第 1 条	厚生労働大臣 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 4
きゅう師試験 あん摩マッサージ指圧師はり師 きゅう師法	厚生労働大臣 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 4
言語聴覚士国家試験 言語聴覚士法	厚生労働大臣 同法第 30 条	指定試験機関 同法第 36 条
柔道整復師試験 柔道整復師法	厚生労働大臣 同法第 11 条	指定試験機関 同法第 13 条の 3
栄養士試験 栄養士法	都道府県知事 同法第 2 条	
管理栄養士国家試験 栄養士法	厚生労働大臣 同法第 5 条の 2	
建築物環境衛生管理技術者試験 建築物環境衛生管理法	厚生労働大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 8 条第 3 項
理容師国家試験 理容師法	厚生労働大臣 同法第 3 条	指定試験機関 同法第 4 条の 2
美容師国家試験 美容師法	厚生労働大臣 同法第 4 条	指定試験機関 同法第 4 条の 2
給水装置工事主任技術者試験 水道法	厚生労働大臣 同法第 26 条の 6	指定試験機関 同法第 25 条の 12
薬剤師国家試験 薬剤師法	厚生労働大臣 同法第 12 条	
社会保険労務士試験 社労士法	厚生労働大臣 同法第 10 条	
労働安全コンサルタント試験 安衛法条	厚生労働大臣 同法第 82 条	指定コンサルタント試験機 関 同法第 83 条の 2
労働衛生コンサルタント試験 安衛法	厚生労働大臣 同法第 83 条	指定コンサルタント試験機 関

			同法第 83 条の 2
	作業環境測定士国家試験 作業環境測定法	厚生労働大臣 同法第 14 条	指定試験機関 同法第 20 条
	技能検定 職業能力開発促進法	都道府県知事 同法第 46 条	指定試験機関 同法第 47 条
	保育士試験 児童福祉法	都道府県知事 同法第 18 条の 8	指定試験機関 同法第 18 条の 9
	社会福祉士国家試験 社会福祉士介護福祉士法	厚生労働大臣 同法第 6 条	指定試験機関 同法第 10 条
	介護福祉士国家試験 社会福祉士介護福祉士法	厚生労働大臣 同法第 40 条	指定試験機関 同法第 41 条
	調理師試験 調理師法	都道府県知事 同法第 3 条の 2	指定試験機関 同法第 3 条の 2 第 2 項
	製菓衛生師試験 製菓衛生師法	都道府県知事 同法第 4 条	指定試験機関 同法第 4 条第 2 項
	クリーニング師試験 クリーニング業法	都道府県知事 同法第 7 条	指定試験機関 同法 7 条の 2
農 林 水 産 省 関 係	獣医師国家試験 獣医師法	獣医事審議会 同法第 11 条	
	土地改良換地士資格試験 土地改良法施行規則	農林水産大臣 同則第 43 条の 2 の 4	
	普及指導員資格試験 農業改良助長法	農林水産大臣 同法施行規則第 6 条	
	林業普及指導員資格試験 森林法	農林水産大臣 同法施行規則第 89 条	
	愛玩動物看護師試験 愛玩動物看護師法	農林水産大臣、環境大臣 同法第 30 条	指定試験機関 同法第 34 条
経 済 産 業 省 関 係	中小企業診断士試験 中小企業支援法	経済産業大臣 同法第 12 条	指定試験機関 同法第 12 条第 2 項
	高圧ガス製造保安責任者試験 高圧ガス保安法	経済産業大臣、都道府県知事 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 31 条第 2 項
	高圧ガス販売主任者試験 高圧ガス保安法	経済産業大臣、都道府県知事 同法第 31 条	指定試験機関 同法第 31 条第 2 項
	液化石油ガス設備士試験 液石法	都道府県知事 同法第 38 条の 5	指定試験機関 同法第 38 条の 6
	ガス主任技術者国家試験 ガス事業法	経済産業大臣 同法第 29 条	経済産業大臣の指定する者 同法第 29 条第 3 項

	火薬類製造保安責任者国家試験 火薬類取締法	経済産業大臣 同法第 31 条第 3 項	指定試験機関 同法第 31 条の 3
	火薬類取扱保安責任者国家試験 火薬類取締法	都道府県知事 同法第 31 条第 3 項	指定試験機関 同法第 31 条の 3
	ダム水路主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	ボイラー・タービン主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	電気主任技術者国家試験 電気事業法	経済産業大臣 同法第 45 条	指定試験機関 同法第 45 条第 2 項
	電気工事士国家試験 電気工事士法	経済産業大臣 同法第 6 条	指定試験機関 同法第 7 条
	エネルギー管理士国家試験 省エネ法	経済産業大臣 同法第 53 条	指定試験機関 同法第 53 条第 2 項
	公害防止管理者等国家試験 公害防止管理者法	経済産業大臣、環境大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 8 条の 2
	採石業務管理者国家試験 採石業法	都道府県知事 同法第 32 条の 13	
	砂利採取業務主任者国家試験 砂利採取法	都道府県知事 同法第 15 条	
	弁理士試験 弁理士法	審議会 同法第 12 条	
	計量士国家試験 計量法	経済産業大臣 同法第 125 条	
	情報処理技術者試験 情報処理促進法	経済産業大臣 同法第 29 条第 1 項	情報処理推進機構 同法第 29 条第 2 項
	情報処理安全確保支援士試験 情報処理促進法	経済産業大臣 同法第 9 条	情報処理推進機構 同法第 10 条
国土交通省関係	宅地建物取引士資格試験 宅地建物取引業法	都道府県知事 同法第 16 条	国土交通大臣の指定する者 同法第 16 条の 2
	建築士試験（一級） 建築士法	国土交通大臣、 同法第 13 条	中央指定試験機関 同法第 15 条の 2
	建築士試験（二級） 建築士法	都道府県知事 同法第 13 条	都道府県指定試験機関 同法第 15 条の 6
	建築施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2

土木施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
電気工事施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
管工事施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
造園施工管理技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
建設機械施工技術検定試験 建設業法	国土交通大臣 同法第 27 条	指定試験機関 同法第 27 条の 2
船舶衛生管理者試験 船員法	国土交通大臣 同法第 82 条の 2 第 3 項 船舶に乗り組む医師及び衛生 管理者に関する省令第 9 条	
航空従事者（操縦士、整備士、通 信士、機関士、航空士）技能証明： 航空法	国土交通大臣 航空法第 29 条	
航空英語能力証明 航空法	国土交通大臣 同法第 33 条 航空英語能力証明実地試験実 施基準	
計器飛行証明 航空法	国土交通大臣 同法第 34 条 操縦士実地試験実施基準 操縦士実地試験実施細則（計器 飛行証明、飛行機）	
操縦教育証明 航空法	国土交通大臣 同法第 34 条 操縦士実地試験実施基準 操縦士実地試験実施細則（計器 飛行証明、飛行機）	
自動車整備士国家試験 道路運送車両法	同法第 55 条 自動車整備士技能検定規則	
不動産鑑定士試験 不動産鑑定評価法	土地鑑定委員会 同法第 12 条	
土地区画整理士国家試験 土地区画整理法	国土交通大臣 同法第 117 条の 3	指定検定機関 同法第 117 条の 4

	マンション管理士国家試験 マンション管理適正化法	国土交通大臣 同法第 8 条	指定試験機関 同法第 11 条
	管理業務主任者国家試験 マンション管理適正化法	国土交通大臣 同法第 57 条	指定試験機関 同法第 58 条
	建築基準適合判定資格者国家試験 建築基準法	同法第 5 条	指定建築基準適合判定資格者検定機関 同法第 5 条の 2
	浄化槽設備士国家試験 浄化槽法	国土交通大臣 同法第 43 条	指定試験機関 同法第 43 条の 2
	測量士国家試験 測量法	国土交通大臣 同法第 50 条	
	測量士補国家試験 測量法	国土交通大臣 同法第 51 条	
	海事代理士国家試験 海事代理士法	国土交通大臣 同法第 4 条	
	海技士国家試験 船舶職員・小型船舶操縦者法	国土交通大臣 同法第 12 条	
	小型船舶操縦士国家試験 船舶職員・小型船舶操縦者法	国土交通大臣 第 23 条の 2	小型船舶操縦士試験機関 同法第 23 条の 12
	旅行業務取扱管理者国家試験 旅行業法	観光庁長官 同法第 11 条の 3	旅行業協会 同法第 69 条
	通訳案内士国家試験 通訳案内士法	観光庁長官 同法第 8 条	国際観光振興機構 同法第 11 条
	気象予報士試験 気象業務法	気象庁長官 同法第 24 条の 2	指定試験機関 同法第 24 条の 5
	運行管理者国家試験 道路運送法 貨物自動車運送事業法	国土交通大臣 第 23 条の 4 同法第 21 条	指定試験機関 同法第 44 条 同法第 46 条
環 境 省 関 係	臭気判定士試験 悪臭防止法	環境大臣 同法第 13 条	指定機関 同法第 13 条第 2 項
原 子 力 規	放射線取扱主任者国家試験 放射性同位元素等規制法	原子力規制委員会 同法第 35 条	登録試験機関 同法第 35 条第 2 項、第 3 項

制 委 員 会	核燃料取扱主任者国家試験 原子炉等規制法	原子力規制委員会 同法第 22 条の 3	
------------------	-------------------------	-------------------------	--